

官報

号外 昭和二十四年五月十八日

第五回衆議院會議錄第三十一号

昭和二十四年五月十七日(火曜日)
議事日程 第二十九号

午後一時開議

第一 經濟安定本部設置法案(内閣提出)

第二 文部省設置法案(内閣提出)

第三 地方自治廳設置法案(内閣提出)

第四 外務省設置法案(内閣提出)

第五 古物營業取締法案(内閣提出)

第六 道路交通取締法案の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 測量法案(内閣提出、参議院送付)

第八 公認會計士法の一部を改正する法律案(宮崎靖君外二名提出)

第九 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に關し承認を求めめるの件

第十 全國統一的土地調査促進に關する決議案(坂本實君外二十七名提出)

本日(の)會議に付した事件
日程第十 全國統一的土地調査促進に關する決議案(坂本實君外二十七名提出)

官報号外 昭和二十四年五月十八日 衆議院會議錄第三十一号 全國統一的土地調査促進に關する決議案

日程第一 經濟安定本部設置法案(内閣提出)
日程第二 文部省設置法案(内閣提出)

日程第三 地方自治廳設置法案(内閣提出)

日程第四 外務省設置法案(内閣提出)

阿波丸請求権の処理のための日本國政府及び米國政府間の協定等の内容の疑義について、の緊急質問(志賀義雄君提出)

日程第五 古物營業取締法案(内閣提出)

日程第六 道路交通取締法案の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 測量法案(内閣提出、参議院送付)

日程第八 公認會計士法の一部を改正する法律案(宮崎靖君外二名提出)

日程第九 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に關し承認を求めめるの件

午後一時四十五分開議
○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) この際一言いたします。去る五月十四日の本會議におきまして、推熊三郎君の討論中、不適當なる言葉があつたと認められますから、推熊君において自発的にその点をお取りしになる御意思はありませんか。

○推熊三郎君 私、十四日の本會議で不適當なる発言をいたしました。議長のせつかつの御注意をございまして、この際これを取消します。

第十 全國統一的土地調査促進に關する決議案(坂本實君外二十七名提出)

(委員会審査有略要求事件)

○山本猛夫君 この際議事日程の順序を変更し、日程第十は提出者の要求の通り委員会の審査を省略し繰上げてこれを上程し、その審査を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は変更せられました。

日程第十 全國統一的土地調査促進に關する決議案

に關する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を明記を求めます。坂本實君。

全國統一的土地調査促進に關する決議案
全國統一的土地調査促進に關する決議案

わが國經濟の再建を自主的且つ効果的に進めるためには、わが國産業の基幹たる農業、林業に対する政策を積極且つ合理的に進めなくてはならない。かくて土地に關連する幾多の施策を必要とするのであるが、それが適切妥當にして、しかも能率的であるためには、立案の基礎資料となる土地調査そのものが、全國統一的に正確完全に行われなければならぬ。

しかるにわが國において現在用いられている土地台帳その他調査資料はいずれも古く、断片的又は杜撰であつて、土地の面積、地目、地力等に關する統一な基礎調査がなく、歴代内閣の農業政策遂行上、多大の障礙をなしており、文化國家としてにはなほ遺憾とするところである。よつて政府は、これらに關する全國統一的調査を敢行し、これによつて山林、原野、耕地、牧野、河川、湖沼等の実態を把握し、その基礎の上に立つて、これらの綜合利用計画を樹立し、農業計画に科学性を期するとともに、土地に關連する一切の施策を具體的且つ効果的たらしめるよう速かなる機会において、強力なる措置を講ずべきである。

右決議する。

○坂本實君 たい、議題となりました全國統一的土地調査促進に關する決議案に關しまして、私は各党各派を代表いたしまして趣旨の弁明を行いたいと思ふものでございませう。

まず決議案の内容を朗讀いたします。

全國統一的土地調査促進に關する決議案
わが國經濟の再建を自主的且つ効果的に進めるためには、わが國産業の基幹たる農業、林業に対する政策を積極且つ合理的に進めなくてはならない。かくて土地に關連する幾多の施策を必要とするのであるが、それが適切妥當にして、しかも能率的であるためには、立案の基礎資料となる土地調査そのものが、全國統一的に正確完全に行われなければならぬ。

しかるにわが國において現在用いられている土地台帳その他調査資料はいずれも古く、断片的又は杜撰であつて、土地の面積、地目、地力等に關する統一な基礎調査がなく、歴代内閣の農業政策遂行上、多大の障礙をなしており、文化國家としてにはなほ遺憾とするところである。よつて政府は、これらに關する全國統一的調査を敢行し、これによつて山林、原野、耕地、牧野、河川、湖沼等の実態を把握し、その基礎の上に立つて、これらの綜合利用計画を樹立し、農業計画に科学性を期するとともに、土地に關連する一切の施策を具體的且つ効果的たらしめるよう速かなる機会において、強力なる措置を講ずべきである。

右決議する。

六八五

措置を講ずべきである。
右決議する。

以上が決議案の内容でございます。本案に對しまして、いささか趣旨の弁明を行います。

いまさら申すまでもなく、日本は今次の敗戦によりまして、海外における勢力圏のすべてと、國土の四四％に上る領土を失つたのであります。残された土地をいかに有効に利用すべきかにつきましては、國民をあげて眞剣に考究すべき問題であります。しかるに、今日残された土地はいかなる状態にあるのでありましょうか。現行土地台帳法は地目、地積等について正確なる事項を登録するよう命じてはおりますが、遺憾ながら今日の科学的技術をもつてその実態が明確に把握されてゐるとは申されないのであります。

日本で土地の面積等を測定いたしました歴史は、大化の改新當時と、豊臣秀吉によるいわゆる太閤換地と、明治初期に行われたものと、わずかに三回にすぎないのであります。しかるに、これらの調査も、當時の技術水準が低かつたこと等のために、科学的な正確さをもつて確認されたわけではないのであります。その結果、わが國においては科学的な総合計画は一つも立てられなかつた。國土計画、地方計画、産業立地計画、水利計画、交通計画等の総合計画がなかつたことが今日の日本の失敗を招いた大きな原因といわれざるを得ない。しかも、小さくなつた日本は、今後は今まで以上に、國土全体について最も効果的な総合計画によつて復興再建をはからねばならないと思

います。

また当面の問題として食糧供出の問題があります。常に割当不公平が叫ばれておりますが、これが解決は全國統一的土地調査を早急に実施して、その不公平を是正する以外に良法はありません。従つて、この際土地に關連する総合的諸計画樹立の基礎でありますと同時に、当面の食糧供出、割当の公正その他各種土地についての政策を科学的に有効適切なものとするためには、全國的に統一的方法によつて土地面積、地目、地方等を正確に把握すべきであらうと思つております。

本事業は日本再建の基礎をなすものであり、もちろん曠古の大業であります。しかし、今や國土の大半を失ひ、明治以來八十年の發展を一切御破算にして再出発をするのが國といたしましては、何よりもまず、みずからがよつてもつて立つ基盤であります土地の実態を明確にしておくことは、われ／＼みずからのためになすべきことであるばかりでなく、われ／＼の子孫のためにも当然今断行しておくべきであらうと思つて、かか事業は早く着手すれば早く着手するほどその効果は大きいのであります。一時多少の困難があらましても、必ずやそれによつて日本の再建が成就するものと信ずるのであります。

ところで、全國的に統一的な土地調査をなすには、まずもつて測量制度が確立していなければなりません。幸い、測量制度は本日の第七号議案になつており、その準備は整つてあります。全國統一的な土地調査促進に關する決議案を、測量法が可決されますと同じ會

議に上程いたしましたことは、偶然とは申しませんが、まことに意義深いことと思つております。私は、全國統一的な土地調査の実施が当面の生産問題に解決の指針を與へると同時に、國家百年の大計の基礎となるよう二面の意義を指摘し、よろしく官民一致の努力の結果この大事業が一日も早く実施し得る運びとなるよう要望するものであります。何とぞ御賛同あらんことをお願いする次第でございます。(拍手)

○議長(幣原重忠郎君) 他に御発言もなければ、ただちに採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原重忠郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)
この際農林大臣より発言を求められております。これを許します。森農林大臣。

〔國務大臣(森幸太郎君登壇)〕
○國務大臣(森幸太郎君) ただいま全員一致をもつて御決議になりました土地調査の問題について、一言政府の所見を申述べたいと存じます。

ただいまお述べになりました通り、食糧問題を解決する上におきましても、また諸般の國策を樹立する上におきましても、その基本たるべき國土の實際がはつきりとしておらなければならぬのであります。今日の國土情勢は戦争のために非常に荒廢いたしました。地目等のごときも、ほとんど混乱をいたしておるような情勢であります。今日食糧確保のために調査法をもち、あるいは森林等におきましては施

業案等によりまして調査はいたしておりませぬけれども、なか／＼容易ならざる問題でありまして、その解決は簡單にこれをなし得ないのであります。しかしながら、一体日本の國土がどういふ情勢にあるかというこの実態を把握せずして、はつきりしたこの食糧問題なりその他の政策をきめることは不可能なことであるのであります。

政府におきましては、この点に向つて、ぜひはつきりいたしたわが國の現状を把握いたしたく考えておるのであります。相当地の問題には經費も要することでありまして、また兩期的な大事業であります。このことにつきまして、本日滿場の御決議によりまして、この調査をいたすべしという御決議になりましたことは、まことに今日日本の現状に對する、そのあらゆる施策をなすべき根柢を把握すべき基礎とされたものでありまして、政府のいろいろ考へておりますことと合致するものであります。政府はこの御決議を尊重いたしまして、すみやかにこの調査の基本を立て、皆様の絶大なる御協賛を得たいと考へておるわけでありまして、一言政府の考へ方を申し上げる次第であります。(拍手)

- 第一 經濟安定本部設置法案(内閣提出)
 - 第二 文部省設置法案(内閣提出)
 - 第三 地方自治廳設置法案(内閣提出)
 - 第四 外務省設置法案(内閣提出)
- 議長(幣原重忠郎君) 日程第一、經濟安定本部設置法案、日程第二、文部省設置法案、日程第三、地方自治廳

設置法案、日程第四、外務省設置法案、右四つの法案は同一の委員會に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長は報告を求めます。内閣委員長齋藤隆夫君。

經濟安定本部設置法案
經濟安定本部設置法

- 第一章 總則(第一條—第五條)
 - 第二章 本部
 - 第一節 内務部局(第六條—第十四條)
 - 第二節 附屬機關(第十五條)
 - 第三節 地方支分部局(第十六條—第十八條)
 - 第三章 外局(第十九條—第三十四條)
 - 第一節 物價廳(第二十條—第二十二條)
 - 第二節 總則(第二十三條—第二十八條)
 - 第三節 地方支分部局(第二十九條—第三十一條)
 - 第四節 價格調整公團(第三十二條—第三十三條)
 - 第四章 職員(第三十五條—第三十八條)
 - 附則
 - 第一章 總則
 - (一)の法律の目的
- 第一條 この法律は、經濟安定本部

の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律の解釈に關しては、左の定義に従うものとする。

2 この法律において「建設力」とは、土地、勞力、資金及び資材を選利利用して需要に應ずる施設を適時に完成する能力をいう。

3 この法律において「價格等」とは、物價統制令(昭和二十一年勅令第四百十八号)第二條に規定する價格等をいい、「統制額」とは、同令第四條及び第七條に定める統制額をいう。

(設置)

第三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第二十四條第一項の規定に基いて、臨時に、經濟安定本部を設置する。

2 經濟安定本部の長は、經濟安定本部總裁とし、内閣總理大臣をもつてこれに充てる。總裁は、部務について、その責に任ずる。

3 經濟安定本部に、總務長官を置き、國務大臣をもつてこれに充てる。總務長官は、部務を掌理する。

4 經濟安定本部に、副長官一人を置く。副長官は、總務長官を助け、總務長官の定めるところにより、部務を掌理する。

(經濟安定本部の任務)

第四條 經濟安定本部は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 經濟安定の基本的施策の企画立案

二 關係各行政機關の事務の総合調整及び推進

三 物價の統制

四 經濟統制の確保

五 外國人の投資及び事業活動の調整

(本部の権限)

第五條 經濟安定本部は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員に厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令

の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 經濟安定本部の公印を制定すること。

十三 物資の生産、配給及び消費、労働、物價、財政、金融、外國爲替、貿易、建設、輸送等に關する經濟安定の基本的施策について、企画立案をし、並びにこれらの事項について關係各行政機關の事務の総合調整及び推進をすること。

十四 所掌事務を遂行するため、關係各行政機關の長に対して必要な事項を命ずること。

十五 臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)第一條第一項に基く命令又は法律若しくはこれに基く命令による經濟安定本部總裁に対する不服の申立に關し、關係各行政機關に對して必要な命令又は勧告をすること。

十六 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)、船舶公團法(昭和二十二年法律第五十二号)、配炭公團法(昭和二十二年法律第五十六号)、産業復興公團法(昭和二十二年法律第五十七号)、貿易公團法(昭和二十二年法律第五十八号)、價格調整公團法(昭和二十二年法律第六十二号)、肥料配給公團法(昭和二十二年勅令第七十一号)、酒類配給公團法(昭和二十二年法律第七十二号)、食料品配給公

團法(昭和二十二年法律第二百一十一号)、飼料配給公團法(昭和二十二年法律第二百一十二号)及び油糧配給公團法(昭和二十二年法律第二百一十三号)の規定に基く各公團の所掌事務について、これらの法律の規定による認可、承認、指導及び監督をし、並びに臨検及び検査を行う外、これらの法律により經濟安定本部總務長官又は物價廳長官に屬せしめられた権限を行うこと。

十七 價格等の統制額を指定し、その他價格等の額について決定、命令、許可、認可その他の処分をすること。

十八 價格等に対する給付をすることを業とする者に対し、價格等の届出及び表示に關して必要な事項を命ずること。

十九 物品の規格、品質、販賣方法、販賣場所等に關して制限又は禁止をすること。

二十 價格等の原價に關して計算をさせること。

二十一 價格等に対する給付をすることを業とする者に対し、物價統制令第二十條に規定する割増金を附することを命ずること。

二十二 價格等に対する給付をすることを業とする者に対し、物價統制令第十九條に規定する差益及び前号の割増金の全部又は一部を國庫に納付させること。

二十三 物價安定のためにする國庫補助金を交付すること。

二十四 經濟統制の確保に關する

計畫の立案をすること。

二十五 經濟法令(經濟調査廳法(昭和二十三年法律第二百六号)別表第一に掲げる法令及び同法に基き政令で指定する法令並びにこれらの法令に基き発せられた命令をいう。以下同じ。)に關し、關係各行政機關が行う經濟施策の実施を監督すること。

二十六 經濟法令に關する違反行為を調査すること。

二十七 經濟法令に關する違反行為について、警察その他關係各行政機關の行方予防及び捜査に對し、勸告及び協力をすること。

二十八 經濟法令の規定の趣旨について、警察官及び警察吏員を啓発すること。

二十九 經濟法令に關する違反行為について、警察その他關係各行政機關の行方予防及び捜査の状況並びにその改善について一般的情報を収集すること。

三十 隠匿物産の調査並びに供出及び活用を促進すること。

三十一 外國人の投資及び事業活動を調整すること。

三十二 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)に基き、經濟安定本部、物價廳、經濟調査廳及び外資委員會に屬せしめられた権限。

第二章 本部

第一節 内部部局

第六條 本部に、總裁官房及び左の六局を置く。

(内部部局)

- 生産局
- 動力局
- 生活物資局
- 財政金融局
- 貿易局
- 建設交通局
- 2 總裁官房に、連絡部を置く。
- (特別左職)
- 第七條 總裁官房に官房長を置く。官房長は、命を受けて總裁官房の事務を掌理する。
- 2 總裁官房は、官房次長一人を置く。官房次長は、官房長を助け、官房の事務を整理する。
- 3 生産局、動力局、生活物資局、財政金融局及び貿易局に、それぞれ次長一人を、建設交通局に、次長二人を置く。各局長の次長は、局長を助け、局長の事務を整理する。
- 4 本部に、顧問及び参事を置く。顧問には、重要な事務に関して總裁官房に対して意見を述べさせ、参事には、部務に参與させる。
- (總裁官房の事務)
- 第八條 總裁官房においては、本部の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。
 - 一 機密に関すること。
 - 二 職員の種類、任免、分限、懲戒、職務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
 - 三 總裁及び事務長官の官印並びに本部印を管理すること。
 - 四 公文書を受け渡し、発送し、編集し、及び保存すること。
 - 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 八 企画一般に関すること。
- 九 調査及び統計に関すること。
- 十 行政の考査を行うこと。
- 十一 渉外事務に関すること。
- 十二 経済復興計画に関すること。
- 十三 労働に関する基本的な政策及び計画の樹立並びに関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- 十四 二、三に報に関すること。
- 十五 法令案の審査その他総合調整に関すること。
- 十六 地方経済安定局の行う事務の総合調整をすること。
- 十七 前各号に掲げるものの外、本部の所掌事務で、他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。
- 2 連絡部においては、前項第十一号に掲げる事務をつかさどる。
- (生産局の事務)
- 第九條 生産局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 物資の需給に関する政策及び計画の総合調整をすること。
 - 二 物資の生産(他局の所掌に属するものを除く)に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
 - 三 物資の需給及び配給(他局の所掌に属するものを除く)に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
 - 四 前二号に掲げる物資の生産、需給及び配給に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

- 政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- (動力局の事務)
- 第十條 動力局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 石炭、石油、ガス、コークス及び電力の需給、需給及び配給(家庭用の需給及び配給を除く)に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
 - 二 前号に掲げる物資の生産、需給及び配給に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- (生活物資局の事務)
- 第十一條 生活物資局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 國民の合理的な物的生活水準の策定並びに國民の物的生活水準の改善に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
 - 二 生活物資の生産に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
 - 三 生活物資の需給及び配給(石炭、石油、ガス、コークス及び電力の需給及び配給を含む)に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
 - 四 前三号に掲げる物的生活水準の策定及び改善並びに生活物資の生産、需給及び配給に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- (財政金融局の事務)
- 第十二條 財政金融局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
 - 二 企業及び金融機関の再建整備に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
 - 三 前二号に掲げる財政、通貨及び金融並びに企業及び金融機関の再建整備に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

- 機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- 四 國家資金計画を樹立すること。
- 五 國民所得の調査をすること。
- (貿易局の事務)
- 第十三條 貿易局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 貿易に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
 - 二 貿易に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- (建設交通局の事務)
- 第十四條 建設交通局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 建設及び建設力の運営に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
 - 二 前号に規定する建設及び建設力の運営に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

- 力の運営に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- 三 公共事業の計画及び監督をすること。
- 四 基本的な国土計画を樹立すること。
- 五 運輸及び通信に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
- 六 運輸及び通信に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
- 第二節 附屬機関
- (附屬機関)
- 第十五條 左の表の上欄に掲げる機関は、本部の附屬機関として設けられるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
経済復興計画審議会	経済の復興に関する諸計画につき、基礎資料の収集整理及び調査審議を行い、復興計画を立案し、總裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。
資源調査会	重要資源の総合的な利用に関し、調査審議し、總裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。
経済再建整備審議会	企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)及び金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
國民食糧及び栄養対策審議会	總裁の諮問に應じ、國民食糧の安定及び國民栄養の改善向上に関する重要事項を調査審議し、あわせて当該事項について總裁に建議すること。
通貨発行審議会	通貨発行審議会法(昭和二十二年法律第九十七号)第一條の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

（地方支分部局）
 第三節 地方支分部局
 第十六條 本部に、地方支分部局として地方経済安定局を置く。

（地方経済安定局の所掌事務）
 第十七條 地方経済安定局は、本部の所掌事務のうち、関係行政機関の事務の総合調整及び推進に関する事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）
 第十八條 地方経済安定局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌地方経済安定局	札幌市	北海道
仙台地方経済安定局	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
東京地方経済安定局	東京都	茨城縣、群馬縣、栃木縣、千葉縣、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣
名古屋地方経済安定局	名古屋市	岐阜縣、愛知縣、三重縣、富山縣、石川縣
大阪地方経済安定局	大阪市	京都府、大阪府、滋賀縣、奈良縣、和歌山縣
広島地方経済安定局	広島市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、広島縣
高松地方経済安定局	高松市	徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣
福岡地方経済安定局	福岡市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣

第三章 外局

（外局の設置）
 第十九條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて経済安定本部に置かれる外局は、左の通りとする。

（物價）
 第二十條 物價は、價格等の統制その他の物價に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2 物價の長は、物價局長官とする。

外資委員会

（物價の統制）
 第二十一條 物價は、その所掌事務を遂行するため第五條第一号から第二十三号まで及び第三十二号に掲げる権限を行使する。

（内部部局）
 第二十二條 物價に、長官官房及び左の各部を置く。

第一部
 第二部
 第三部
 第四部
 （長官官房の事務）
 第二十三條 長官官房においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。
 二 職員の種類、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教育及び訓練に関すること。
 三 長官の官印及び印を管掌すること。
 四 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 五 行政財産及び物品を管理すること。
 六 職員の新入、医療その他の福利厚生に関すること。
 七 行政の考査を行うこと。

（第一部の事務）
 第二十四條 第一部においては、左の事務をつかさどる。

一 物價に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
 二 物價に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
 三 職務に関する一般的な企画立案をすること。
 四 法令案の審査その他総合調整に関すること。
 五 地方物價局の行う事務の総合調整を図ること。
 六 價格調整公團に関する総合事務に関すること。
 七 公文書を受け渡し、発送し、編集し、及び保存すること。
 八 渉外事務に関すること。
 九 調査及び統計に関すること。
 十 原價計算の統一を図ること。
 十一 こう報に関すること。
 十二 物價安定のための國庫補助金に関すること。
 十三 物價統制令第十九條及び第二十条に規定する差益及び割増金に関すること。
 十四 前各号に掲げるものの外、物價の所掌事務で官房及び他部の所掌に属さない事務に関すること。

（第二部の事務）
 第二十五條 第二部においては、食糧品その他の農林畜水産物の價格及びこれに関連する價格等の統制に関する事務をつかさどる。

（第三部の事務）
 第二十六條 第三部においては、左の事務をつかさどる。

一 鉱産物（土石を含む。）及び工業品（工業食品及び船舶を除く。）の價格及びこれらに関連する價格等の統制を行うこと。
 二 電氣及びガスの料金及びこれらに関連する價格等の統制を行うこと。

（第四部の事務）
 第二十七條 第四部においては、左の事務をつかさどる。

一 運送費及びこれらに関連する價格等の統制を行うこと。
 二 土地、建物及び船舶に関する價格及び貸賃料並びにこれらに関連する價格等の統制を行うこと。
 三 通付料金及びこれらに関連する價格等の統制を行うこと。
 四 他部の所掌事務に属さない保管料、保険料、貸賃料、加工料、修繕料、手数料その他の料金及びこれらに関連する價格等の統制を行うこと。

（地方物價局）
 第二十八條 物價に、地方支分部局として、地方物價局を置く。

（所掌事務）
 第二十九條 地方物價局は、物價

の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。
一 物價廳長官の定める價格等の統制を行うこと。
二 物價統制令第十九條及び第二十條に規定する差益及び割増金に関すること。
三 前二号に掲げるものの外、物價に関する事務で物價廳長官の定めるものに関すること。
第三十條 地方物價局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌地方物價局	札幌市	北海道
仙台地方物價局	仙台市	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣
東京地方物價局	東京都	茨城縣 群馬縣 千葉縣 新潟縣 長野縣 岐阜縣 愛知縣 三重縣 富山縣 石川縣
名古屋地方物價局	名古屋市	靜岡縣 愛知縣 三重縣
大阪地方物價局	大阪市	京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 滋賀縣
廣島地方物價局	廣島市	鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 山口縣
高松地方物價局	高松市	徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣
福岡地方物價局	福岡市	福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣

(内部部局)
第三十一條 地方物價局に、左の二部を置く。
第一部
第二部
2 前項に定めるものの外、地方物價局の内部部局の組織の細目は、經濟安定本部令で定める。
第四款 公團
第三十二條 物價廳所轄の公團は、
第三十三條 經濟調査廳の組織、所掌事務及び権限は、經濟調査廳法(昭和二十三年法律第二百六十六号)の定めるところによる。
第三節 外資委員会

(外資委員会)
第三十四條 外資委員会の組織、所掌事務及び権限は、外國人の財産取得に関する政令(昭和二十四年政令第五十一号)の定めるところによる。
第四章 職員

(職員)
第三十五條 經濟安定本部に置かれる職員は、別法律で定められる。
第三十六條 經濟安定本部に置かれる職員は、別に法律で定められる。
第三十七條 第七條第四号に規定する顧問は、二十人以上とし、学識経験のある者のうちから、総裁が命ずる。
第三十八條 顧問及び参與に對しては、予算に定める金額の範囲において、旅費及び手当を支給する。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
2 經濟安定本部の存続期間は、昭和二十五年五月三十一日までとする。
3 經濟安定本部令(昭和二十二年勅令第九十三号)及び物價廳官制(昭和二十一年勅令第三百八十一号)は、廃止する。

4 前項の規定にかかわらず法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めのある場合を除き、従前の經濟安定本部、物價廳、經濟調査廳及び外資委員会の機関及び職員は、總理廳事務官は經濟安定本部事務官に、總理廳技官は經濟安定本部技官に、總理廳技官は經濟安定本部技官に任せられるものとする外、この法律に基く相当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。
5 前項の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
6 左に掲げる法令中各省各廳の長又は各廳の長のうちには經濟安定本部總裁を、各所各廳のうちには經濟安定本部を含むものとする。
財政法(昭和二十二年法律第三十四号)
會計法(昭和二十二年法律第三十五号)
國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)
政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)
國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)
予算、決算及び會計令(昭和二十二年勅令第六十五号)
予算、決算及び會計令臨時特例(昭和二十一年勅令第五百五十八号)
國有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)
通貨発行審議會法の一部を次のように改正する。

7 通貨発行審議會法の一部を次のように改正する。
11 物價統制令の一部を次のように改正する。
物價統制令中「内閣總理大臣」を

8 外國人の財産取得に関する政令の一部を次のように改正する。
外國人の財産取得に関する政令第十一條中「總理廳」を「經濟安定本部」に改める。
9 企業再建整備法の一部を次のように改正する。
企業再建整備法中「經濟再建整備委員会」を「經濟再建整備審議會」に改め、第四十五條第一項の次に左の一項を加える。
經濟再建整備審議會は、前項に規定する事項を行う外、企業再建整備の基本に関する事項につき、經濟安定本部總裁に建議することができる。
10 金融機關再建整備法の一部を次のように改正する。
金融機關再建整備法中「經濟再建整備委員会」を「經濟再建整備審議會」に改め、第六十一條の次に左の一項を加える。
第六十一條の二 經濟再建整備審議會は、第七條、第四十一條、第四十七條、第四十九條及び第五十條に規定する事項を行う外、金融機關再建整備の基本に関する事項につき、經濟安定本部總裁に建議することができる。

11 物價統制令の一部を次のように改正する。
物價統制令中「内閣總理大臣」を

11 物價統制令の一部を次のように改正する。
物價統制令中「内閣總理大臣」を

「經濟安定本部」に、「總理廳令」を「經濟安定本部令」に改める。
經濟安定本部設置法案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

文部省設置法案
文部省設置法

目次

第一章 総則(第一條—第五條)

第二章 本省

第一節 内部部局(第六條—第十二條)

第三節 國立の學校その他の機關(第十三條—第二十四條)

第三節 地方支分部局(第二十五條—第二十八條)

第三章 職員(第二十九條—第三十條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、文部省の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともに、その所掌事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。

一 「學術」とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの應用の研究をいう。

二 「文化」とは、藝術及び國民娯樂、國宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物その他の文化財、出版及び著作權並びにこれらに

關する國民の文化的生活上のたための活動をいう。

三 「初等教育」とは、小学校及び幼稚園における教育をいう。

四 「中等教育」とは、中学校及び高等学校における教育をいう。

五 「特殊教育」とは、盲学校、ろう学校及び養護学校における教育をいう。

六 「社会教育」とは、公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育等の社会人に対する教育、生活上のたための科学教育、運動競技及びレクリエーション並びに図書館、博物館、公民館等の施設における活動をいう。

七 この法律で單に「教育」といふ場合には、學術及び文化を含むものとする。

八 第十條中「社会教育」には、文化(出版及び著作權を除く。)を含むものとする。

九 第三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、文部省を設置する。

十 文部省の長は、文部大臣とする。

(文部省の任務)

第四條 文部省は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 教育委員会、大学、研究機關その他教育に關する機關に対し、専門的、技術的な指導と助言を與へること。

二 民主教育の体系を確立するたための最低基準に關する法令案を

の他教育の向上及び普及に必要な法令案を作成すること。

三 教育のたための予算案の作成及び國庫支出金の割当、配分を行うこと。

四 教育のたための物資の確保について援助すること。

五 大学及び研究機關の研究活動を連絡調整すること。

六 國際的な教育に關する國內における諸活動を連絡調整すること。

七 教育に關する調査研究を行い、及びその調査研究を行う機關に対し、協力し、又は協力を求めること。

八 教育に關する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

九 前各号に掲げるもののほか、教育に關し、法律(これに基く命令を含む。)に基き文部省に屬せしめられた事務を行うこと。

(文部省の權限)

第五條 文部省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するたために、左に掲げる權限を有する。但し、その權限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範圍内、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員に厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十一 文部省の公印を制定すること。

十二 廣く利用に供する適當な記録を整備すること。

十三 大学の設置及び所掌事務に關する法人の設立を認可すること。

十四 教育職員、学徒、研究者、著作家、藝術家並びに國際的な運動競技大会及び文化的會合の参加者等の諸外國との交換に關し、條約その他國際約束に従い、國際的取決めを交渉し、締結すること。

十五 所掌事務に關する國際會議の政府代表を選考し、關係政府機關に勧告すること。

十六 在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに個人的な研究のたための海外

旅行及び在外研究を援助すること。

十七 教育職員の研修について連絡し、及び援助を與へること。

十八 大学及び研究機關に、國庫支出金によつて支持される研究の計画及びその經費の見積を提出させること。

十九 所掌事務に關する國庫支出金及び物資を割り当て、配分すること。

二十 自然物に關する調査研究、觀察及び実習の場として、國立自然教育園を管理運営し、及び整備すること。

二十一 所掌事務に關する調査研究をし、その結果を利用に供し、及び教育に關する調査研究を行う機關に対し、協力し、又は必要がある場合調査研究を委託すること。

二十二 所掌事務に關する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

二十三 教育委員会、大学、研究機關その他教育に關する機關に、報告書その他資料を提出させ、収集するたための手続及び方式の基準を設定すること。

二十四 國家的又は國際的關心のある題目について、會議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。

二十五 小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園に關し、教育課程、教科用圖書その他の教材、施設、編制、身体検査、保健衛

生、学校給食及び教育職員免許等についての最低基準に関する法令案を作成すること。
二十六 教育委員会、大学及び研究機関に関する法令案を作成すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に属せしめられた権限。
2 文部省は、その権限の行使に当つて、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。

第二章 本省

第一節 内部部局

第六條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

- 初等中等教育局
- 大学学術局
- 社会教育局
- 調査普及局
- 管理局

2 管理局に教育施設部を置く。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、文部省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管掌すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 各部局の準備した予算案に基いて、文部省所管の予算案を作成する等予算に関する事務を処理すること。
六 経費及び収入の決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

七 行政財産及び物品を管理すること。
八 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

九 公報に関すること。
十 法令案の審査その他総合調整に関すること。

十一 渉外事務に関すること。
十二 前各号に掲げるもののほか、文部省の所掌事務で他部局の所掌に属さない事務に関すること。

2 大臣官房においては、前項に掲げる事務のほか、左の事務をつかさどる。

一 ユネスコに関する国内における諸活動及び各部局のユネスコに関する事務について連絡調整すること。

二 教育職員の給与その他の待遇及び福利厚生に関し、調査研究し、及び援助を與えること。

三 國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）に基き國立学校共済組合及び公立学校共済組合に関し、文部省に属せしめられた事務を処理すること。

四 宗教に関する情報、資料を収集し、及び宗教團體に関し、連絡すること。

五 教育職員及び教育関係公務員等の資格審査に関すること。
(初等中等教育局の事務)
第八條 初等中等教育局においては、初等教育、中等教育及び特殊教育に関し、左の事務をつかさどる。

一 初等教育、中等教育及び特殊教育に関する法令案を作成すること。

二 法律による最低基準に基く教育計画を推進助長し、且つ、その最低基準を越える初等教育、中等教育及び特殊教育の推進を指導すること。

三 左に掲げる事項のための予算案を準備すること。
イ 初等教育、中等教育及び特殊教育のための國庫補助金

ロ 専門的、技術的な援助及び資料を與える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費

四 義務教育費國庫負担法（昭和十五年法律第二十二号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

五 左のような方法によつて、学校管理、学校の施設、教育課程、特別教育活動、生徒指導、教授法その他初等教育、中等教育及び特殊教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ 手引書、指導書、会報、パンフレットその他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 初等教育、中等教育及び特殊教育に関する関係のある教育職員の訓練のための全国的、地域的又はその他の研究集会、講習会、会議その他の催しを主催し、又はその開催を委託し、若しくはそれに参加すること。

ハ 初等教育、中等教育及び特殊教育のあらゆる面について、教育委員会その他の機関の求めに應じ、直接専門的、技術的な指導と助言を與えること。

六 初等教育、中等教育及び特殊教育に関する基礎的調査研究を行い、その結果及びそれを学校に関する諸問題に適用することについての情報を提供すること。

七 初等教育、中等教育及び特殊教育に関する統計調査を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに関し、指導し、若しくは協力すること。

八 教材教具等の解説目録を作成し、及びそれらを利用に供すること。

九 職業指導に関し、援助と助言を與えること。

十 学校教育法（昭和二十二年法律第三十六号）に基き高等学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の行う通信教育に関し、援助と助言を與えること。

十一 学校における保健衛生及び学校給食に関し、援助と助言を與えること。

十二 初等教育、中等教育及び特殊教育についての國際的事項に関する國內事務を処理すること。

十三 小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園に準ずる各種学校に関し、援助と助言を與えること。

十四 小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園（これらの学校に準ずる各種学校を含む。）に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。

十五 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十六 前各号に掲げるもののほか、初等教育、中等教育及び特殊教育に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(大学学術局の事務)
第九條 大学学術局においては、左の事務をつかさどる。

一 大学教育及び学術に関する法令案を作成すること。

二 大学教育及び学術の発達及び普及、奨励に関し、指導と助言を與えること。

三 左に掲げる事項のための予算案を準備すること。
イ 大学教育及び学術のための國庫補助金

ロ 専門的、技術的な援助及び資料を與える等この局の所掌

事務の遂行に必要な経費

四 左のよき方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 大学教育及び学術に関する全體的、地域的又はその他の研究集会、講習会、会議その他の催しを主催し、又はその開催を委託し、若しくはそれに参加すること。

五 大学教育及び学術に関する統計調査を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに關し指導し、若しくは協力すること。

六 学校教育法に基き大学の行方通信教育に關し、援助と助言を與えること。

七 奨學及び学徒の厚生援護に關し、援助と助言を與えること。

八 大日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）に基き文部省に屬せしめられた事務を處理すること。

九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第 号）に基き文部省に屬せしめられた事務を處理すること。

十 教員及び研究者の養成計画に關し、連絡調整を行い、及び援助、助言を與えること。

十一 日本學術會議、科學技術行

政協議会及びその他の學術團體との連絡に關すること。

十二 研究者及び研究事業に關する目録を作成し、及び利用に供すること。

十三 大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十四 教育機関及び研究機関に対し、學術に關する情報の提供その他の便宜を與えること。

十五 自然物に關する調査研究、觀察及び実習の場として、國立自然教育園を管理運営し、及び整備すること。

十六 史料の収集、保存、及び利用に關する事務を處理すること。

十七 大学教育及び学術に關し、外國との教育職員、学徒、研究者及び出版物の交換並びにユネスコその他の國際機關、國際會議その他の國際的事項に關する國內事務を處理すること。

十八 國費による在外研究員及び内地研究員の任命に關する事務を處理し、並びに個人的な研究のための海外旅行及び在外研究を援助すること。

十九 外國人留學生に關し、援助と助言を與えること。

二十 大学に準ずる各種學校に關し、援助と助言を與えること。

二十一 大学（大学に準ずる各種學校を含む。）及び学術に關する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。

二十二 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審

議會等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

二十三 前各号に掲げるもののほか、大学教育及び学術に關し、文部省の権限として法令の定める事項を處理すること。

（社会教育局の事務）

第十條 社会教育局においては、社会教育に關し、左の事務をつかさどる。

一 社会教育に關する法令案を作成すること。

二 社会教育の発達及び普及、奨励に關し、指導と助言を與えること。

三 左に掲げる事項のための予算案を準備すること。

イ 社会教育のための國庫補助金

ロ 専門的、技術的な援助及び資料を與える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費

四 左のよき方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育に關する團體、社会教育指導者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ 適當な情報、資料を作成し、及び利用に供すること。

ロ 社会教育に關する研究集会、講習会、會議、討論会、展示会その他の催しを主催し、又はその開催を委託し、若しくはそれに参加すること。

ハ 社会教育のあらゆる面について、教育委員会その他の機

關の求めに應じ、直接専門的、技術的な指導と助言を與えること。

五 社会教育に關する基礎的調査研究を行い、それを解釈し、及びその結果に關する情報を提供すること。

六 社会教育に關する統計調査を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに關し、指導し、若しくは協力すること。

七 社会教育に有益な教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

八 学校教育法に基きものを除く通信教育に關し、援助と助言を與えること。

九 國宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物その他の文化財の保存、維持及び利用に關する事務を處理すること。

十 社会教育に關し、外國との社会教育指導者、著作家、藝術家、運動競技者及び資料の交換並びにユネスコその他の國際機關、國際會議その他の國際的事項に關する國內事務を處理すること。

十一 社会教育に關する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。

十二 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議會等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十三 前各号に掲げるもののほか、社会教育に關し、文部省の

権限として法令の定める事項を處理すること。

（調査普及局の事務）

第十一條 調査普及局においては、左の事務をつかさどる。

一 文部省の調査統計年次計画を立案すること。

二 文部省の所掌事務に關する一般の調査統計を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。

三 他部局及び教育委員会その他の機關の調査統計計画に対し、専門的、技術的な援助と助言を與えること。

四 他部局の求めに應じ、特殊の調査研究及び統計調査の結果の集計について援助を與えること。

五 他部局と協力して、外國の教育に關する事情を調査研究し、及びその結果についての情報を他部局、教育委員会、教育職員その他一般の利用に供すること。

六 この局及び他部局の調査研究及び統計調査の結果を取りまとめ、文部省の所掌事務に關する年次報告、要覽、時報その他を編集し、及び頒布すること。

七 文部省の出版物の用語及び用語法を審査し、文体を定め、並びに体裁、意匠、さし絵及び図式に關する企画について他部局に對し、援助を與えること。

八 文部省の出版物（教科用圖書を除く。）及び文部省の奨励する事業のために必要な用紙及び

その副資材の需要量を総合調整すること。

九 前号の用紙及びその副資材について、決定された割当量に基づいて、その割当方針を立てること。

十 文部省から用紙の割当を受け、出版物の印刷、製本その他に必要な基準を設定し、及びこれらの出版物の価格を法令の範囲内で認可すること。

十一 文部省の出版物の印刷及び刊行頒布に關して、他部局に對し、援助を與えること。

十二 文部省の必要とする外國出版物の購入又は交換に關する事務を處理すること。

十三 國語審議會の答申の実施に關して企画し、他の政府機關、教育機關その他と連絡して、國語の改良及びその普及をはかること。

十四 文部省の計画及び政策に關し、公報を準備し、及び普及すること。

十五 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議會等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十六 この局の所掌事務に關する法令案を作成すること。

十七 この局の所掌事務に關する予算案を準備すること。

十八 前各号に掲げるもののほか、この局の所掌事務に關し、文部省の権限として法令の定める事項を處理すること。

(管理局の事務)

第十二條 管理局においては、左の事務をつかさどる。

一 大学の設置、廃止及び設置者の変更の認可を行うこと。

二 文部省の所掌事務に關する法人の設立の認可等を行うこと。

三 文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

四 著作権法(明治三十二年法律第三十九号)その他著作権に關する法令及び予約出版法(明治四十三年法律第五十五号)に基き文部省に屬せしめられた事務を處理すること。

五 文部省が著作の名義を有する教科用図書及び檢定教科用図書のために必要な用紙及びその副資材の需要量を総合調整すること。

六 前号の用紙及びその副資材について、決定された割当量に基づいて、その割当方針を立てること。

七 別に私立学校に關して規定する法律に基き文部省に屬せしめられた事務を處理し、及び私立学校の運営に對して援助と助言を與え、又は關係部局に對し、勧告すること。

八 学校、研究機關、社会教育施設その他文部省の所掌事務に關する團體、機關の要求する施設の建設、復旧、維持及び運営並びに実習、実験及び研究等のための統制物資の需要量を取りまとめ、その需要計画を作成して關係政府機關に要求すること。

九 決定された割当量に基いて、前号の團體、機關に對するそれ

ぞれの物資の割当計画を作成し、及び割当、配分を行うこと。

十 前二号のほか、入手困難な物資に關し、第八号の團體、機關に對し、その入手について援助をすること。

十一 学校施設の基準の設定について、關係部局に對し、勧告し、及び学校施設の復旧整備に關し、教育委員会その他の機關に對し、援助と助言を與えること。

十二 他部局と協力して、教育用品の規格を設定し、及び教育用品の解説目録を作成すること。

十三 学校施設の確保に關する政令(昭和二十四年政令第三十四号)に基き文部省に屬せしめられた事務を處理すること。

十四 國費の支弁に屬する学校施設の復旧整備工事を行うこと。

十五 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議會等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十六 この局の所掌事務に關する法令案を作成すること。

十七 この局の所掌事務に關する予算案を準備すること。

十八 前各号に掲げるもののほか、この局の所掌事務に關し、文部省の権限として法令の定める事項を處理すること。

第二節 國立の学校その他の機關

第十三條 文部大臣の所轄の下に、國立の学校及び左の機關を置く。

- 國立教育研究所
- 國立博物館
- 國立科学博物館
- 緯度観測所
- 統計数理研究所
- 國立遺傳学研究所
- 國立國語研究所
- 日本藝術院

(評議員會)

第十四條 前條の機關のうち、國立教育研究所、國立博物館、國立科学博物館、統計数理研究所及び國立遺傳学研究所にそれぞれ評議員會を置く。

2 評議員會は、それぞれの機關の事業計画、經費の見積、人事その他の運営管理に關する重要事項について、それぞれの機關の長に助言する。

3 それぞれの機關の長は、評議員會の推薦により、文部大臣が任命する。

4 評議員會は、二十人以内の評議員で組織する。

5 評議員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。

6 評議員の推薦、任期その他評議員會の組織及び運営の細目については、政令で定める。

第十五條 國立の学校については、國立学校設置法(昭和二十四年法

律第 号)の定めるところによる。

(國立教育研究所) 第十六條 國立教育研究所は、教育に關する實際的、基礎的研究調査を行う機關とする。

2 國立教育研究所の内部組織は、文部省令で定める。

(國立博物館)

第十七條 國立博物館は、美術品及び歴史資料を収集、保存して公衆の觀覽に供し、あわせてこれに關する調査研究及び事業を行う機關とする。

2 國立博物館は、東京都に置く。

3 國立博物館に奈良分館を置く。

4 國立博物館に長崎資料館を置き、歴史及び美術等に關する資料を収集、保存して、公衆の觀覽に供せしめる。

5 國立博物館に美術研究所を置き、美術に關する調査研究を行わしめる。

6 國立博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(國立科学博物館)

第十八條 國立科学博物館は、自然科学及びその應用に關する資料を収集、保存して公衆の觀覽に供し、あわせてこれに關する調査研究及び事業を行う機關とする。

2 國立科学博物館は、東京都に置く。

3 國立科学博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(緯度観測所)

第十九條 緯度観測所は、緯度変化の観測、計算及びその研究に關す

ることをつかさどる機関とする。

2 緯度観測所は、岩手縣に置く。

3 緯度観測所の内部組織は、文部省令で定める。

(統計教理研究所)

第二十二條 統計教理研究所は、統計に関する教理及びその應用の研究をつかさどり、あわせてその研究の連絡及び促進をはかる機関とする。

2 統計教理研究所に附屬統計技術員養成所を置き、統計技術員を養成せしめる。

3 統計教理研究所の内部組織は、文部省令で定める。

(國立遺傳學研究所)

第二十一條 國立遺傳學研究所は、遺傳に関する學理の総合研究及びその應用の基礎的研究をつかさどり、あわせて遺傳學研究の指導、連絡及び促進をはかる機関とする。

遺傳學研究所の内部組織は、文部省令で定める。

(國立國語研究所)

第二十二條 國立國語研究所については、國立國語研究所設置法(昭和二十三年法律第二百五十四号)の定めるところによる。

(日本藝術院)

第二十三條 日本藝術院は、藝術上の功績顯著な藝術家を優遇するために置かれる機関とする。

2 日本藝術院会員には、予算の範圍内で、文部大臣の定めるところにより、年金を支給することができ。

3 日本藝術院の内部組織、会員その他職員及び運営については、政令で定める。

(審議會等)

第二十四條 第十三條に掲げるもののほか、本省に左表上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類

教職員適格審査会

中央教職員適格審査会

教育課程審査会

職業教育及び職業指導審査会

通信教育審査会

保健体育審査会

学徒厚生審査会

教職員養成審査会

學術奨励審査会

測地學審査会

目 的

教職員の除去、就職禁止等に関する政令(昭和二十二年政令第六十二号)に基き文部大臣の定める範圍の教育職員及び教育関係公務員等の適格審査を行うこと。

教職員の除去、就職禁止等に関する政令に基き教職不適者と判定された者の再審査及び教職不適者と指定された者の請求による恩給、手当等の復活の審査並びに同令附則第四項の規定に基き審査を行うこと。

教育課程に関する事項を調査研究し、及び審議すること。

職業教育及び学校が行う職業指導に関する事項を調査審議すること。

文部大臣の諮問に應じて通信教育の認可、優良な通信教育の認定、通信教育用圖書の検定その他通信教育に関する重要事項を調査審議すること。

学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。

奨学及び学徒の厚生援護に関する事項を調査審議すること。

教育職員の養成制度及び現職教育に関する事項を調査審議すること。

學術の奨励及び普及に関する事項を調査審議すること。

測地學及び政府機関における測地事業計画に関する事項を審

社會教育審査會

青少年教育審査會

労働者教育審査會

國宝保存會

重要美術品等調査審査會

史跡名勝天然記念物調査會

國語審査會

大學設置審査會

著作權審査會

教科用圖書審査會

議すること。

公民教育、婦人教育その他社會教育一般に関する事項を調査審議すること。

青少年團體、青少年の不良化防止及び教護並びに兒童文化その他兒童等の校外生活に関する事項を調査審議すること。

労働者教育に関する事項を調査審議すること。

文部大臣の諮問に應じて國宝保存法(昭和四年法律第十七号)に規定する事項その他國宝の保存に関する重要事項を調査審議すること。

文部大臣の諮問に應じて重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)第一條の規定による輸出及び移出の許否並びに同法第二條の規定による認定及びその取消に関する事項その他重要美術品等の保存に関する重要事項を調査審議すること。

文部大臣の諮問に應じて史跡名勝天然記念物の保存に関する重要事項を調査審議すること。

國語に関する事項を調査審議すること。

文部大臣の諮問に應じて大學設置の認可及び博士その他の学位に関する事項を調査審議すること。

文部大臣の諮問に應じて著作權法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額について調査審議すること。

教科用圖書に関する重要事項を調査審議すること。

定がある場合を除くほか、政令で定める。

第三節 地方支分部局

第二十五條 本省に左の地方支分部局

(所掌事務)

第二十六條 文部省教育施設部出張

所は、管理局教育施設部の所掌事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第二十七條 文部省教育施設部出張

所は、本省に左表上欄に掲げるもののほか、本省に左表上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名	称	位置	管轄区域
張所	文部省教育施設部札幌出張所	札幌市	北海道
張所	文部省教育施設部仙台出張所	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
張所	文部省教育施設部東京出張所	東京都	東京都、茨城縣、群馬縣、栃木縣、埼玉縣、千葉縣、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣
出張所	文部省教育施設部名古屋出張所	名古屋市	岐阜縣、愛知縣、靜岡縣、三重縣、富山縣、石川縣
張所	文部省教育施設部大阪出張所	大阪市	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、福井縣
張所	文部省教育施設部廣島出張所	廣島市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣
張所	文部省教育施設部高松出張所	丸龜市	德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣
張所	文部省教育施設部福岡出張所	福岡市	福岡縣、長崎縣、佐賀縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣

(内部組織)

第二十八條 各文部省教育施設部出張所の内部組織は、文部省令で定める。

第三章 職員

第二十九條 文部省に置かれる職員は、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）及びその特例に關して規定する法律の定めるところによる。

第三十條 文部省に置かれる職員は、別に法律で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除くほか、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

文部省官制（昭和十七年勅令第七百四十八号）
文部省に調査局を置く勅令（昭和二十一年勅令第五百八十九号）
文部省内臨時職員等設置制（大正九年勅令第二百九十三号）
教育研修所官制（昭和二十年勅令第五百七十二号）
國立博物館官制（昭和二十二年政令第八号）
東京科学博物館官制（大正十年

勅令第二百八十六号）
緯度観測所官制（大正九年勅令第四百八十二号）
統計数理研究所官制（昭和十九年勅令第三百八十五号）
日本藝術院官制（昭和十二年勅令第二百八十号）
測地学委員会官制（明治三十一年勅令第八十四号）
史蹟名勝天然紀念物調査会官制（昭和十一年勅令第三百九十七号）
國語審議会官制（昭和九年勅令第三百三十一号）
教科用図書委員会官制（昭和二十二年政令第二百七十六号）
教員檢定委員会官制（明治三十三年勅令第三百三十五号）
前項但書の規定は、職員は、職員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

3 この法律中「高等学校」には、学校教育法第九十八條第一項の従前の規定による中等学校を、「大学」には、同條同項の従前の規定による大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校を含むものとする。

4 第八條第十号中「高等学校」は、当分の間、「中学校及び高等学校」と読み替へるものとする。

5 初等中等教育局においては、当分の間、学習指導要領を作成するものとする。但し、教育委員会において、学習指導要領を作成することを妨げるものではない。

6 初等中等教育局においては、昭和二十三年度において編修を計画

種別	目的
教員檢定審査会	教員檢定に關する事務をつかさどること。
ローマ字調査審議會	ローマ字による國語の書き表し方に関する事項を調査審議すること。
教科書出版資格審査会	文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第 号）に規定する事項を審査すること。
教科用図書檢定調査会	文部大臣の諮問に應じて檢定申請の教科用図書を調査すること。

7 初等中等教育局においては、昭和二十三年度において編修を計画した社会科、理科、國史、習字の教科用図書の編修が終るまでは、その編修を継続するものとする。

8 初等中等教育局においては、当分の間、文部省が著作の名義を有する教科用図書で年需要部数が一萬部を越えるものについて、その改訂を行うものとする。

9 初等中等教育局においては、当分の間、盲ろう教育用等の特殊の教科用図書の編修及び改訂を行うものとする。

10 初等中等教育局においては、当分の間、学校給食に關する左の事務をつかさどる。
一 学校給食計画の運営に必要な食糧その他の物資の需要量を総合調整し、及び割当方針を立てること。

11 管理局においては、当分の間、教科用図書の檢定を行うものとする。

12 管理局においては、当分の間、初等教育、中等教育及び特殊教育用の教科用図書の発行の指示及び製造供給の承認等、教科書の発行に關する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百二十二号）に基き文部省に屬せしめられた事務を処理するものとする。

13 社会教育局においては、当分の間、北海道函館市、京都府舞鶴市及び長崎縣佐世保市に所部の職員を派遣して、復員者その他一般引揚者に対する成人教育を行うものとする。

14 第十三條に掲げるもののほか、別に図書館に關して規定する法律が制定施行されるまで、文部大臣の所轄の下に、図書館職員養成所を置き、図書館職員養成所を養成せしめる。図書館職員養成所に關して必要な事項は、文部省令で定める。

15 國立図書館官制を廢止する等の政令（昭和二十四年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。
第二條を次のように改める。
第二條 削除

16 第二十四條に掲げるものほか、当分の間、本省に左表の上欄に掲げる審議會等を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

17 前項に掲げる機関の分科会、内
部組織、所掌事務及び委員その他
の職員については、他の法律（こ
れに基づく命令を含む。）に別段の定
めがある場合を除くほか、政令で定
める。

18 第二章第三節に規定する文部省
教育施設部出張所は、臨時物資需
給調整法（昭和二十一年法律第三
十二号）の規定が効力を有する間、
存続するものとする。

19 国立國語研究所設置法の一部を
次のように改正する。
第十一條を削る。

文部省設置法案（内閣提出）に関する
報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

地方自治廳設置法案

地方自治廳設置法

（目的）

第一條 この法律は、地方自治廳の
所掌事務の範囲及び権限を明確に
定めるとともに、その所掌する行
政事務を能率的に遂行するに足る
組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條 國家行政組織法（昭和二十
三年法律第二十号）第三條第二
項の規定に基づいて、總理府の外局
として地方自治廳を設置する。

2 地方自治廳の長は、地方自治廳
長官とし、國務大臣をもつて充て
る。

（任務）

第三條 地方自治廳は、國と地方公
共團體との連絡及び地方公共團體
相互間の連絡協調を図るとともに

に、國家公益と地方公共團體の自
主性ととの間に調和を保ちつつ地方
公共團體の自治権を擁護し、もつ
て地方自治の本旨の実現に資する
ことを任務とする。

（地方自治委員會）

第四條 地方自治廳に、地方自治委
員會議を置く。

2 地方自治委員會は、長官及び
左に掲げる者につき内閣總理大臣
の任命した地方自治委員六人をも
つて組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院
の指名した者 一人

二 參議院議員のうちから參議院
の指名した者 一人

三 全國の都道府縣知事の連合組
織がその代表者として推薦した
者 一人

四 全國の市長の連合組織がその
代表者として推薦した者 一人

五 全國の町村長の連合組織がそ
の代表者として推薦した者 一人

六 學識経験のある者 一人

3 前項第三号から第六号までに掲
げる者を任命する場合において
は、兩議院の同意を経なければな
らない。

（地方自治廳の権限）

第五條 地方自治廳は、この法律に
規定する所掌事務を遂行するた
め、左に掲げる権限を有する。但
し、その権限の行使は、法律（こ
れに基づく命令を含む。）に従つて
なされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂
行に必要な契約をすること。
二 収入金を徴収し、及び所掌事
務の遂行に必要な支拂をすること。
三 所掌事務遂行に直接必要な事
務所等の施設を設置し、及び管
理すること。
四 所掌事務遂行に直接必要な業
務用資材、事務用品、研究用資
材等を調達すること。
五 不用財産を処分すること。
六 職員任免及び賞罰を行い、
その他職員の人事を管理するこ
と。
七 職員の厚生及び保健のために
必要な施設をし、及び管理する
こと。
八 職員に貸與する宿舍を設置
し、及び管理すること。
九 所掌事務に関する統計及び調
査資料を収集し、頒布し、又は
刊行すること。
十 所掌事務の周知宣傳を行つこ
と。
十一 地方自治廳の公印を制定す
ること。
十二 内閣總理大臣の権限に属す
る左に掲げる事項を補佐するこ
と。

（一） 國家行政組織法第十六條
第一項の規定による地方公共
團體の長の申出を受理し、こ
れに関する調査を行い、關係
各大臣に対し必要な指示をし
その他適当な措置を講ずること。
（二） 地方公共團體の区域の変
更に関する処分をし、又はこ

れに関する都道府縣知事の処
分の届出を受理すること。
（三） 都道府縣に関する直接請
求及び都道府縣の議会の會議
の結果並びに都道府縣の條例
の制定又は改廃に関する報告
を受理すること。
（四） 地方自治法（昭和二十二
年法律第六十七号）第四百十
六條の規定による手続を採る
こと。
（五） 地方自治法第二百四十七
條の規定による手続を採るこ
と。
（六） 一の地方公共團體のみに
適用される特別法の一般投票
の手続及び当該法律の公布の
手続を採ること。
（七） 都道府縣及び特別市の加
入する地方公共團體の組合の
設立、加入團體の増減、共同
処理事務の変更又は組合規約
の変更を許可し、及びその解
散の届出を受理すること。
（八） 民法（明治二十九年法律
第八十九号）第三十四條の規
定により、法人の設立を許可
すること。
（九） 地方税法（昭和二十三年
法律第十号）第七條の規定
により事業税の課税標準たる
所得金額に関する異議の決定
をすること。
（十） 地方税法第八條の規定に
より、事業税附加税の課税標
準たるべき本税額に関する異
議の決定をすること。
（十一） 地方税法第三十六條の

規定により、特別徴收義務者
をして徴收させることができ
る地方税の税目を指定するこ
と。
（十二） 地方税法第四十四條の
規定により、証紙徴收をする
ことができる地方税の税目を
指定すること。
（十三） 地方税法第九十八條の
規定により、道府縣の課税権
の帰属等について決定をする
こと。
（十四） 地方税法第二百二十二條
の規定による報告を受理する
こと。
（十五） 地方税法第二百二十三條
の規定に基づく地方公共團體の
條例に関する審査の請求、取
消又は変更に関すること。
（十六） 地方配付税を配付する
こと。
（十七） 地方債の発行に関して
許可を與えること。
（十八） 國庫負担地方職員の各
地方公共團體別の定員を決定
すること。
（十九） 地方公共團體の行方当
せん金附証券の發賣を許可す
ること。
（二十） 地方競馬を行つことが
できる都市を指定すること。
十三 前各号に掲げるものの外、
法律（法律）に基づく命令を含む。）
に基き地方自治廳に属せしめら
れた権限
（内部部局）
第六條 地方自治廳に、長官官房及
び左の二部を置く。

（一） 國家行政組織法第十六條
第一項の規定による地方公共
團體の長の申出を受理し、こ
れに関する調査を行い、關係
各大臣に対し必要な指示をし
その他適当な措置を講ずること。
（二） 地方公共團體の区域の変
更に関する処分をし、又はこ

連絡行政部
財政部

(特別な職)

- 第七條 地方自治廳に、次長を置く。
- 2 次長は、地方自治廳長官を助け、廳務を整理し、各部長の事務を監督する。

(長官官房の所掌事務)

- 第八條 長官官房においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 機密に関する事。
 - 二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。
 - 三 長官の官印及び廳印を管掌すること。
 - 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
 - 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監督に関する事。
 - 六 國有財産及び物品を管理すること。
 - 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関する事。
 - 八 調査及び統計に関する事。
 - 九 行政の考査を行うこと。
 - 十 公報に関する事。
 - 十一 法令案の審査その他総合調整に関する事。
 - 十二 前各号に掲げるものの外、地方自治廳の所掌事務で他部の所掌に属しない事務に関する事。

(連絡行政部の所掌事務)

- 第九條 連絡行政部においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 地方自治に影響を及ぼす國の

施策の企画立案及び運営に關し、地方自治権擁護の立場から必要な意見を内閣及び關係行政機關に申し出ること。

二 國家行政組織法第十六條第一項の規定に基く内閣總理大臣の権限の行使について補佐すること。

三 國と地方公共団体との連絡及び地方公共団体相互間の連絡協調を図ること。

四 地方自治法に基く内閣總理大臣の権限の行使について補佐すること。

五 地方公共団体の行政及び地方公共団体の職員に関する制度について企画し、及び法令案を立案すること。

六 地方公共団体の行政及び地方公共団体の職員に関する調査を行い、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

七 地方自治に関する圖書を刊行し、講習会を開催する等地方自治の普及徹底を図ること。

(財政部の所掌事務)

第十條 財政部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 地方自治法、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)、地方税法、地方配付税法(昭和二十三年法律第十一号)及びその他の法律に基く地方財政に関する内閣總理大臣の権限の行使について補佐すること。
- 二 地方財政法に基き、地方自治廳長官に属せしめられた権限の行使に關すること。

三 地方公共団体の財政に関する制度について企画し、及び法令案を立案すること。

四 地方公共団体の財政運営の実情に関する調査を行い、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

(地方自治委員會議の権限)

第十一條 地方自治廳の所掌事務のうち、左に掲げる事項は、地方自治委員會議の意見を聴かなければならない。

一 地方公共団体の行政及び財政並びに地方公共団体の職員に関する制度についての法令案に関する事項

二 國家行政組織法第十六條第一項の規定による關係各大臣に対する指示その他適當な措置に関する事項

三 地方自治法第四十六條の規定による手続に関する事項

四 地方自治法第二百四十七條の規定による手続に関する事項

五 一の地方公共団体のみに適用される特別法の一般投票の手続及び当該法律の公布の手続に関する事項

六 地方公共団体の職員の給与についての技術的助言に関する事項

七 地方配付税中第五種配付額及び特別配付税の配付に関する事項

八 地方債の發行許可の基本方針に關する事項

九 その他地方自治に關する重要な事項

2 地方自治委員會議は、前項に掲げる事項について、關係機關にその意見を提出することができる。

(地方自治委員會議の議事)

第十二條 地方自治委員會議の議長は、地方自治廳長官をもつて充てる。

2 地方自治委員會議の議事は、委員三人以上出席しなければ開くことができない。議事は、出席委員の過半数の同意をもつて決する。可否同数のときは、議員の決するところによる。

3 前二項に定めるものの外、地方自治委員會議の議事に關し必要な事項は、地方自治委員會議が定める。

(地方自治委員の手当)

第十三條 地方自治委員は、内閣總理大臣が大藏大臣と協議して定める額の手当を受ける。

(参考人の出頭等)

第十四條 第九條第五号又は第十條第三号の規定による企画及び立案に關し必要があるときは、地方自治廳は、参考人の出頭及び意見を求めることができる。

(職員)

第十五條 地方自治廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

(定員)

第十六條 地方自治廳に置かれる職員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 第四條第二項及び第三項の規定による地方自治委員の任命のため必要な行為は、前項の規定にかかわらず、昭和二十四年六月一日前においても行うことができる。

3 この法律施行後最初の地方自治委員の全員が任命されるまでの間は、第十二條第二項の規定にかかわらず、逐次任命された地方自治委員だけで地方自治委員會議の議事を開くことができる。

4 地方財政法の一部を次のように改正する。
「地方財政委員會」を「地方自治廳長官」に改める。
第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除
5 当せん金附証票法(昭和二十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「地方財政委員會」を「地方自治廳長官」に改める。

地方自治廳設置法案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

外務省設置法案
外務省設置法
目次
第一章 總則(第一條-第四條)
第二章 本省
第一節 内部部局(第五條-第十一條)
第二節 附屬機關(第十二條-第十四條)
第三節 地方支分部局(第十五條-第十九條)

第三節 地方支分部局(第十五條-第十九條)

第三章 在外公館(第二十條―第二十二條)

第四章 職員(第二十三條・第二十四條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、外務省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、外務省を設置する。

2 外務省の長は、外務大臣とする。

(外務省の任務)

第三條 外務省は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 外交政策の企画立案及びその実施

二 通商航海に関する利益の保護及び増進

三 外交使節及び領事官の派遣及び接受

四 條約その他の國際約束の締結

五 國際機關及び國際會議への参加並びに國際協力の促進

六 外國に関する調査

七 内外事情の報道及び外國との文化交流

八 海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつ旋

九 連合國官憲との連絡及びこれに關連する各行政機關の事務の総合調整

十 前各号に掲げるものの外、對外國事務の処理及び総括

(外務省の権限)

第四條 外務省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、條約、確立された國際法規及び法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をする。

三 所掌事務遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する文書、調査資料及び統計を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 外務省の公印を制定すること。

十二 日本國政府を代表して外國政府と交渉し、國際機關及び國際會議に参加すること。

十三 全權委任狀、大使及び公使の信任狀及び解任狀並びに領事及び名譽領事の委任狀を作成してこれを交付すること。

十四 外國の外交使節の全權委任狀、外國の大使及び公使の信任狀及び解任狀並びに外國の領事及び名譽領事の委任狀を受領し、並びに外國の領事の認可狀を作成してこれを交付すること。

十五 條約その他の國際約束を締結し、解釈し及び実施し、並びに涉外法律事項を処理すること。

十六 通商航海に関する利益を保護し、及び増進するために外國官憲との交渉、商取引のあつ旋を行うこと。

十七 海外における邦人の生命、身体及び財産を保護するために外國官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外國人との間に生じた民事上の事件に關し和解をさせ、又は仲裁をし並びに身分關係事項の届出を受領し、及び登録すること。

十八 日本人の海外渡航及び移住に關しあつ旋、保護その他必要な措置をとること。

十九 旅券を發給し、及び査証すること。

二十 在日外國人等の待遇に關する事務を行うこと。

二十一 日本と外國にわたる身分關係事項その他の事実について日本及び外國の官公署が發給した文書を証明すること。

二十二 外交に關する事項の發表を行うこと。

二十三 外國人及び外國に在住する日本人に対する榮典の授與について推薦をすること。

二十四 外務省所管の社團法人又は財團法人の許可を行うこと。

二十五 朝鮮、台灣、樺太、關東州、南洋群島その他の地域における日本の公私の財産及び負債並びに企業その他の諸施設の整理につき必要な措置をとること。

二十六 邦人の引揚に關する事務を行うこと。

二十七 國又は公共團體の機關に對して、所掌事務の遂行に必要な調査、報告及び資料の提出を求めること。

二十八 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基づく命令を含む。)に基き外務省に属せしめられた権限及び條約の実施及び確立された國際法規の履行のために必要な権限。

第二節 内部部局

第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

調査局

管理局

連絡局

2 政務局に、情報部を置く。

(大臣官房の事務)

第六條 大臣官房においては、外務省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

四 文書の証明を行うこと。

五 公文書(但し、連合國官憲との往復文書を除く。)及び電報を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

六 條約書その他の外交文書を保管すること。

七 外交史料を編纂すること。

八 翻譯を行うこと。

九 經費及び収入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。

十 行政財産及び物品を管理すること。

十一 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

十二 圖書を保管し、及び統計を作成すること。

十三 外交使節及び領事官の派遣及び接受その他儀典に關すること。

十四 外國人に対して榮典を授與すること及び外國勳章又は外國記章を日本人が受領すること。

関しあつて旋を行うこと。
 (政務局の事務)
 第七條 政務局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 外國に関する政務を処理すること。
 - 二 通商航海に関する利益を保護し、及び増進すること。
 - 三 國際經濟機關との協力及び通商航海條約その他の通商經濟上の協定に関すること。
 - 四 國際經濟事情の調査並びに國際經濟に関する統計の作成及び資料の収集を行うこと。
 - 五 各國との文化交流及び國際文化機關との協力に関すること。
 - 六 内外新聞通信及び報道並びに國際事情に関する知識の普及に関すること。
 - 七 連合國による日本の占領及び管理に関する文書及び記録の収集及び研究を行うこと。
 - 八 法令案の審査を行うこと。
 - 九 所管行政の考査を行うこと。
 - 十 所管行政に関する総合調整を行うこと。
 - 十一 前各号に掲げるものの外、外務省の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に属しない事務に関すること。
- 2 情報部においては、前項第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。
- (條約局の事務)
 第八條 條約局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 條約その他の國際約束の締結に関すること。

二 國際法及び涉外法律事項に関すること。
 三 國際機關及び國際會議への参加並びに國際行政に関すること。

- (調査局の事務)
 第九條 調査局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 國際關係の動向及び國際機關の活動に関する調査研究を行うこと。
 - 二 各國の政治、經濟及び外交に関する調査研究を行うこと。
 - 三 前二号に規定する事項について資料の収集及び整理を行うこと。
- (管理局の事務)
 第十條 管理局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 海外における邦人の生命、身体及び財産の保護並びに身分關係事項に関すること。
 - 二 海外渡航及び移住に関すること。
 - 三 旅券の発給及び査調に関すること。
 - 四 在日外國人等の待遇及び送出国に関すること。
 - 五 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと。
 - 六 前号に規定する地域における日本の公私の財産、負債及び企業閉鎖機關を含む。)に関すること。
 - 七 邦人の引揚に関すること。
- (連絡局の事務)
 第十一條 連絡局においては、左の事務をつかさどる。

一 連合國官憲との文書の往復その他連絡に関すること。
 二 連合國官憲との連絡に関連する各行政機關の事務の調整に関すること。

- (附屬機關)
 第十二條 本省に、左の附屬機關を置く。
- 一 連合國官憲の要求に基く調査及び報告に関すること。
 - 二 連合國の行方軍事裁判に関すること。
 - 三 連合國官憲の要求に基く調査及び報告に関すること。
 - 四 連合國の行方軍事裁判に関すること。
 - 五 連絡調整事務局に関すること。
- 第二節 附屬機關
 第十三條 外務省研修所は、外務省の職員に対して、外交官又は領事官として職務を行うに必要な訓練を行う機關とする。
- 1 外務省研修所は、東京都に置く。
 - 2 外務省研修所に、所長を置く。
 - 3 外務省研修所に、所長を置く。
 - 4 所長は、所務を掌理する。
 - 5 前各項に規定するものを除く外、外務省研修所に關し必要な事項は、外務省令で定める。
- (中央連絡協議會)
 第十四條 中央連絡協議會は、連合國官憲との連絡に関連する各行政機關の事務の緊密な連絡を図るために關係行政機關が協議する機關とする。
- 2 中央連絡協議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三節 地方支分部局
 (地方支分部局)
 第十五條 本省に、地方支分部局として、連絡調整事務局を置く。

- (所掌事務)
 第十六條 連絡調整事務局に、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。
- 一 第十一條第一号から第四号までの事務
 - 二 連合國による日本の占領及び管理に関する文書及び記録の収集に関すること。
 - 三 引揚に関する調査及び旅券に関すること。

四 國際事情に関する知識の普及に関すること。
 2 連絡調整事務局は、前項に掲げる事務の外、賠償廳の所掌に属する事務を分掌する。

- 3 連絡調整事務局の長は、前項に掲げる事務につき賠償廳長官の指揮監督を受ける。
- (名稱、位置及び管轄区域)
 第十七條 連絡調整事務局の名稱及び位置は、左の通りとし、その管轄区域は、各連絡調整事務局に對應する連合國官憲の管轄区域によることを例とする。
- | 名 | 稱 | 位 | 置 |
|-----|---------|------|------|
| 横浜 | 連絡調整事務局 | 横濱市 | 横濱市 |
| 札幌 | 連絡調整事務局 | 札幌市 | 札幌市 |
| 仙台 | 連絡調整事務局 | 仙台市 | 仙台市 |
| 横須賀 | 連絡調整事務局 | 横須賀市 | 横須賀市 |
| 東京 | 連絡調整事務局 | 京都市 | 京都市 |
| 近畿 | 連絡調整事務局 | 大阪市 | 大阪市 |
| 神戸 | 連絡調整事務局 | 神戸市 | 神戸市 |
| 中国 | 連絡調整事務局 | 吳市 | 吳市 |
| 四國 | 連絡調整事務局 | 高松市 | 高松市 |
| 九州 | 連絡調整事務局 | 福岡市 | 福岡市 |
- (内部部局)
 第十八條 連絡調整事務局に、必要に応じて、外務省令で定めるところにより、三部以内の部を置くことが出る。
- (附屬機關)
 第十九條 連絡調整事務局に、その附屬機關として地方連絡協議會を

置くことができる。
2 地方連絡協議会は、各連絡調整事務局に對應する連合國官憲との連絡に關連する各行政機關の事務の緊密な連絡を図るため關係行政機關が協議する機關とする。
3 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三章 在外公館
第二十條 在外公館は、外務大臣の管理に屬し、外國において本省の所掌事務を行い、且つ、條約、確立された國際法規及び法律（法律に基く命令を含む。）に従つて、在外公館に屬する権限を行使する。
第二十一條 特命全權大使及び特命全權公使の任免については、天皇の詔を要するものとする。
第二十二條 前二條に規定するものの外、在外公館に關しては、法律又は政令に別段の定めのある場合を除くの外、当分の間、従前の法令の定めるところによる。

第四章 職員
第二十三條 外務省に置かれる職員は、任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。
（職員）
第二十四條 外務省に置かれる職員は、別に法律で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 左の法令は、廃止する。但し、法律に基く命令を含む。）に別段の定めのある場合を除くの外、従前の機關及び職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
外務省官制（明治三十一年勅令第二百五十八号）
臨時外務省に外交顧問を置くの件（昭和十三年勅令第六百三十二号）
連絡調整事務局臨時設置法（昭和二十三年法律第四号）
連絡調整事務局臨時設置法施行令（昭和二十三年政令第二十二号）

3 前項但書の規定は、職員は、職員の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
外務省設置法案（内閣提出）に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔齋藤隆夫君登壇〕
○齋藤隆夫君 たいだいま議題となりました經濟安定本部設置法案、文部省設置法案、地方自治廳設置法案、外務省設置法案、以上四種の法案につきまして、内閣委員會の審査の經過並びに結果の概要を御報告申し上げます。
まず經濟安定本部設置法案について申し上げます。
本案は、國家行政組織法の施行及び行政機構の改革に伴い、従來總理廳の外局でありました經濟安定本部を、現下のわが國における經濟安定の基本的施策の立案とこれに關連する各行政機關の事務の総合的調整の任務を遂行するため、國家行政組織法第二十四條に

基きまして、昭和二十五年五月三十一日をもつて終る臨時的の機關として設置しようとするものであります。すなわち、總裁には内閣總理大臣、國務長官には國務大臣をもつて充てまして、その補佐として副長官一人を置くものであります。内部組織としては、四房、六局、次長八人及び一部として、さらに従來總理廳の外局であつた物價廳、經濟調査廳及び外資委員會を外局として取り入れておるのであります。これらの機構は、物價廳が一部を減じて四部となつたほかは、何らの変更を見ないのであります。なお、經濟安定本部が本來の任務を遂行する上に民間有識者の見解を強くその施策に反映させるため、従來通り顧問及び參與を設け、二十人以上以内置くことになつております。附屬機關及び地方支分部局たる地方經濟安定局には何らの変更も加えず、本年六月一日から施行しようとするものであります。

本案は、去る四月二十二日、本委員會に付託されまして、ただちに政府の説明を聞き、經濟安定委員會と連合審査会を開き審査を進めて参りました。が、本案に対し民主自由党の池田委員から、官房次長一人を二人に、生産局及び生活物資局の次長一人をそれ、二人に改め、物價廳長官には經濟安定本部總務長官たる國務大臣をもつて充てることを定めるとともに、物價廳の権限についてこれを明らかにするほか、字句について所要の訂正を加えようとする修正案が、また民主党的有田委員から、次長は原案通りとし、物價廳長官には經濟安定本部總務長官たる

國務大臣をもつて充てること、物價廳の権限を明らかにすること、並びに所要の字句訂正のほか地方經濟安定局と地方物價局とを統合し、地方機關を簡素化する修正案が提出されましたが、五月十六日討論採決の結果、多数をもつて有田委員提出の修正案は否決せられ、池田委員提出の修正案の通り修正決議したのであります。

次に文部省設置法案について申し上げます。
本案は、國家行政組織法の施行及び行政機構の改革に伴い、文部省における従來の中央集権的監督行政の色彩を一新して、教育、學術、文化のあらゆる方面について指導助言を興え、かつこれを助長育成する機關たらしめることを根本方針として機構を簡素化するとともに、その任務及び権限を明確に定めようとするものであります。内部部局におきましては、二局及び次長制を廢止して一官房、初等中等教育、大學學術、社會教育、調査普及及び管理の五局及び管理局内の教育施設部となし、國立學校については別途國立學校設置法において規定することとなつております。國立博物館以下八機關については大体において従來通りであります。國立博物館、國立教育研究所、國立科學博物館、國立遺傳學研究所、統計數理研究所の五つの機關については、民主的運営をはかるため、助言機關として二十人以上の學識経験者からなる評議員会をそれ、設けることになつております。なお地方支分部局といはしましては、現在の文部省教育施設局出張所を文部省教育施設部出張所と改稱して、現在の通り設けることに

たしてあります。そのほか、新しい教育行政における過渡的の事務については必要な経過規定を設けまして、本年六月一日から施行せんとするものであります。

本案は、去る四月二十二日、本委員會に付託され、ただちに政府の説明を聞き、文部委員會との連合審査会を開き審査を進めて参りましたが、本案に對し民主自由党の池田委員から、文部省の所掌事務のうち他の行政機關に屬する研究機關に關する事項を除くことにも、字義を明瞭にするため所要の訂正を加える修正案が、また民主党的有田委員から、字句訂正とともに体力振興のため社會教育局に体力部を設けようとする修正案が提出せられたのであります。五月十六日討論採決の結果、多数をもつて、有田委員の修正案は否決され、池田委員提出の修正案の通り修正決議したのであります。

治職設置の趣旨は、新なる地方自治に關する総合連絡に關する事務を処理せんとするものであります。

この任務遂行の制度的保障といはし、地方自治に影響を及ぼす國の施策の企画立案及び運営に關し必要意見を内閣及び關係行政機関に申し出ること、及び國家行政組織法第十六條第一項の規定による地方公共團體の長の申出を受理し、これに關する調査を行い、關係各大臣に對し必要な指示をなし、その他適當な措置を講ずることが規定されております。

さらにその組織につきましては、國務大臣をもつて長官とするものと、衆參兩院議員のうちから各院の指名した者一人、全國都道府縣知事、市長及び町村長のそれらの連合組織がその代表者として推薦した者それぞれ一人並びに学識経験者一人、都合七人の地方自治委員をもつて組織する地方自治委員會議を置くことにいたしてあります。

地方自治廳は所掌事務の重要な事項については地方自治委員會議の意見を聞かなければならないこと、及び委員會議は地方自治廳の所掌事務に關して關係機關に意見を提示することができることになつております。内閣部局といたしましては、官房のほか連絡の事務及び現在の官房自治課の所掌事務を行う連絡行政部と、地方財政委員會議の所掌事務を行う財政部との二部が置かれておられ、本年六月一日から施行しようとするものであります。

本案は、四月十八日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、特に地方行政委員会との連合審査會を

本面にわたつて開く等慎重な審査を進めて参りましたが、本案に對し、地方自治委員會議の委員六人を十二人とする、学識経験者を三人増して四人とするほか、全國の都道府縣議會、市議會並びに町村議會の議長のそれらの連合組織がその代表者として推薦した者一人、一人を加え、かつ権限事項中に自轉車競走を行うことができる市町村を指定することを加えるとともに、地方自治委員會議を議決機関とする修正案が提出され、五月十六日討論採決の結果、多数をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

次に、外務省設置法案について申し上げます。

本案は、國家行政組織法の施行と行政機構の改革に伴い、従来の外務省の機構を簡素化するとともに、外交再開のあかつきに備へての整備をはかり、その任務及び権限を明確に定め、かつ所掌する行政事務の遂行に能率的な組織を定めたものであります。

内閣部局におきましては、従来の一官房、五局、二部一所が一官房、政務、條約、調査、管理、連絡の五局、情報の一部となり、情報部は政務局内に、また外務省研修所及び中央連絡協議會が附屬機關として置かれてあります。連絡局は總理廳の外局であつた連絡調整事務局を縮小整理したもので、従来の特殊財産局は賠償廳に統合されることになつております。また地方支分部局としての連絡調整事務局につきましては、従来の四出張所を廃止して十一局を存置することにいたして、本年六月一日から施行しようとするものであります。

本案は、四月十八日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、特に外務委員会との連合審査會を開いて審査を進めて参り、民主黨有田委員より、今後外務省は國際通商面に十分努力せられたく、政務局は政治經濟局とすることを妥當とするとの強い希望が開陳されましたが、五月十六日討論採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原重厚郎君) 討論の通告があります。順次その発言を許します。門司亮君。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君 私、ただいま上程されました經濟安定本部設置法案並びに文部省、外務省、地方自治廳の各設置法案に對して、社會黨を代表いたしまして反対の意思表示をするものであります。以下、反対の理由を申し述べたいと思ひます。

第一の理由といたしましては、各省の設置法案と並行されて審議されるべき昨日も成田議員から申し上げましたように、いまだ定員法が十分の見通しがついておりませんときに、これと密接不可分の關係を持つ本案の審議に對しましては反対せざるを得ないのであります。

以下、具体的に内容にわたつて、ごく簡単に申し上げます。安定本部設置法案に對しましても、予算措置と実体との間には大きな齟齬を來しておる点が幾多あるといふことであります。さらに文部省設置法案におきましては、ことに従來ありました体育局を廢

止してこれを社會教育局の一部局とするに至つたといふことは、現在の日本は國民體位の向上がきつて重要であり、かつ諸般の事情は國民體位をややともいたしますならばきつて低水準に追いつ込んで、日本民族の體位の低下を來しつゝあることは御承知の通りであります。しかるにもかかわらず、この國民體位に關して最も重要な要素であるべき体育局を廢するに至つたといふことは、時代錯誤もまたはなはだしいものであるといわなければならぬのであります。

さらに第九條における大學教育並びに學術の研究に對しまして、國庫補助をもつてこれに當つておるのであります。従來國立大學の設立されしはたゆまぬ、すでに諸君も御承知の通り、わが國の教育學術をきつて科學的に高度化することのために、特にわが國においては大學を設立して参つたのであります。しかるにもかかわらず、この費用を單に國庫補助にまつといふような事態になつて参りますならば、当然この大學設立の趣旨に反しまするとともに、自治並びに教育の研究のためにきつて多くの支障を來すであらうといふことであります。従いまして、われわれはこれらの財政的処置に對しましては、当然全額國庫補助をもつて眞に學術の研究と科學の水準の向上に努めることを敢戦後の日本における平和國家建設の最も重要な要素でなければならぬと思ひます。

しかるに、この点が本案において補助金の程度にとどめられておりますことについては、きつて多くの不滿を持つものであります。

さらに外務省の設置法案であります。その内容といたしましては、わが國の講和條約後における貿易の処置に對しますところの幾多の欠陥を持つておるといふことであります。わが國が平和國家として立ち上つて参りますならば、わが國の經濟的自立と、最も大なるものは平和會議後における貿易の振興と、それらの施設でなければならぬのであります。ことに平和國家であるわが國の外交は、この方面に全力を集中すべきであるにかかわらず、本外務省設置法案におきまして、それらの点がきつて微弱であるといふことは、われわれは遺憾に存する次第であります。

さらに自治廳設置法案であります。自治廳設置法案は、すでに説明にもありました通り、従來總理廳の内部における地方財政委員会と自治課とを統合いたしました。これを一應にするといふ案であります。われわれは、かつて日本の官治行政、官僚の中央集權的政治を廢することのために内務省を解体いたしました。現在のごとき制度に相なつて参つておるのであります。しかるにもかかわらず、再びまたこれを統合いたしました。かつての内務省の再建をはかるがごとき態度に對しましては、断固として反対せざるを得ないのであります。

さらに、その内容といたしましては、その自治委員會の構成であります。原案よりやや進歩したとは申しながら、自治委員會の構成につきましては、議員の一名を認め、あるいは都道府縣

並びに市町村の行政機関の代表者を加
れ、さらにこれに決議機関の代表を加
えたというものは一段の進歩であるか
のごとく見えますが、きわめてわれ
われが遺憾に考えまするものは、そ
の中に、当然加わらるべき地方公共団
所に属しておられるところの地方
公務員の代表者が含まれていないとい
うこととあります。これは多少の異論
はあるかと思いますが、専賣公社法案
の中にも、その職員がその経営
の中に加わる。さらに鉄道公社法案に
いたしましても、同じように資本の代
表者、従業員代表者というものがお
のおの運営の機関に入つてゐるとい
うことは御承知の通りであります。し
かにもかかわらず、この地方公共団
体の運営は、これらの公共企業体とほ
んどかわりない、実際現場において
仕事をやつて参りまする現業職である
ということを考えまするならば、ある
いは専賣公社法案、あるいは鉄道公社
法案とほとんど内容を同一にするもの
であるということが言ひ得ると思つて
あります。かくのごとき立場から検討
いたしますれば、当然そこに働き、そ
こに従事いたしておられる地方公務員
の代表者をこの中に加へることこそが
ほんとうの民主的立法案であるとい
うことを、私はここに強く指摘いたす
てあります。しかるにもかかわらず、
これらの諸君がその案の内容の中に入
つていない。

さらに、この自治委員会を決議機関
といたしましたことにつきましては、
政府原案の諮問機関よりも一應進歩し
た感じを持っておりますが、しかしな
がら、この自治委員会が決議機関に相

なりますれば、当然この決議機関の議
長は互選さるべきものでなければなら
ないものであります。しかるにもかか
らず、本法の十二條には、依然として
國務大臣をもつてその議長に充てると
いうことが明記されてゐるのでありま
す。

かつて本議場において申し上げまし
た地方配付税の特例に関する法律案の
際に、諸君御承知の通り、木村國務大
臣は、一方においては地方財政委員
の委員長として、一方においては國務
大臣としての立場にありまされること
のために、その態度がきつてまい
てであり、ことに地方財政委員の意見
を強く閣議に反映することができな
かつたという、この大臣みずからの経験
に徴して、当然本法案の中の議
長は互選さるべきものでなければなら
ないものであります。議決機関の議長が
官制による大臣でありますならば、
いかに議決機関において強く地方財政
完備のために主張すると申しまして
も、大臣は閣議に列して國務大臣とし
て審議いたしますときに、おそらく
は國の財政と國の処置に味方するであ
らうということは、過去の木村大臣の
例をとつてみましても明らか事実で
あります。かくなりまされるならば、せ
つかくできて参りましたこの自治委員
会が、決議機関でありながら、その実
体は依然として諮問機関であるとい
うことをここにつきりと暴露してお
るものであると、私は申し上げます。

以上を理由によりまして、きわめて
簡單ではございしましたが、たゞいま提
案されました四省設置法案に對しま
して、日本社会党は反対の意思表示をす

るものであります。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 川本末治君。
〔川本末治君登壇〕

○川本末治君 私、民主自由党を代
表いたしまして、ただいま上程せられ
ております法案のうち地方自治廳設
置法案につきまして、委員長の報告に
かかる修正に賛成するとともに、修正
以外の部分につきましては原案に賛成
をせんとするものでございします。以
下、簡単に賛成の理由を申し上げます。

御承知のごとく、内務省の解体によ
りまして一應地方公共団体の自主的体
制は確立せられました。が、事實は、地
方公共団体は中央において自己を代表
し、自己の立場を主張してくれる正当
な機関がありません。この点におい
て、はなはだ細心のものがあつた
ので、地方自治に関する総合連絡調
整機関を政府部内に設置せられたいと
の要望は、全國地方公共団体一致の主
張でありました。

思うに新憲法は、地方自治に関しま
して特に一章を設けて、地方自治の保
障はわが國の政治組織の基本原理解
することを明示しております。この際地
方自治の確立を期することの喫緊事
であることは申すまでもございませ
んが、地方自治確立のためには、これが財
政的裏づけなくては、その完璧を期
することはできがたいのであります。

しかるに、今日の現状におきましては、
地方自治行政を主管いたしております
の總理廳自治課と、地方財政を主管
いたしております地方財政委員会とは
別個の存在といたしまして、それら
の獨立した機関でありますために、そ

の不便はなほだしく、この両機関の併
合強化こそは、地方公共団体が強く要
望してやまなかつたところであります。
本案は、これらの不便を除去いたしま
して地方公共団体の要望にこたえんと
するものであります。きわめて時宜
に適した法案と存じます。これ私が本
原案に對しまして賛意を表するゆえん
であります。

さらに私は、本案修正部分に對しま
しても賛意を表するものであります。
すなわち政府原案によりますれば、地方
自治委員会は單なる諮問機関であつた
のであります。が、修正案におきまして
は、これを議決機関といたしましたので
あります。これに對しまして政府の意見
は、地方自治委員会の中には國務大臣
が入るので、これを独任制官廳とし
た、從つて、独任制官廳のかたわらに議
決機関があつて大臣の行動を束縛する
ことは適當でないといふのであります
が、これをもし政府の主張するがごと
く諮問機関といたしますならば、從
來地方財政委員会が議決機関であつた
ときにおいてすきわめて弱体であり
ましたものが、今回の措置によつてま
すます弱体化すると同時に、内務省再
現のごとき中央集権の懸念なしと斷ず
ることはできませんので、あくまでこ
れを地方自治擁護のために議決機関と
して、その議決を強く内閣に反映せし
めることといたしたのは、まことに新
憲法のもとにおける地方自治制度の根
本精神に沿うものであると信ずるので
あります。

またこの修正案は、地方自治委員会
の構成分子として地方公共団体の理事
者代表のほか、議決機関の代表、すな

わち都道府縣議会の議長及び市町村議
会の議長をも加へたことは、とく從
來の理事者代表は行政面の都合のみに
とられやすいものでありますので、
地方民の立場を一層直接に代表するも
のとして立法部門の代表者を加へまし
たことは、まことに百尺竿頭一步を進
めた案として賛意を表せざるを得ない
のであります。さらに、これら地方代
表委員のほか、学識経験者より四人の
委員を推薦することといたしまして、
適當な人材があれば働く人々の組織か
らも委員を出すことのできる余地を興
えた点などは、特に進歩的な修正であ
ると思つてあります。

私は、以上の観点からいたしまし
て、本案については委員長の報告にか
かる修正に賛意を表するとともに、修
正以外の部分につきましても原案に賛
成する次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 次は立花敏男
君。
〔立花敏男君登壇〕

○立花敏男君 私は、日本共産党を代
表いたしまして、修正案を含む自治廳
設置法案に反対の意見を表明するもの
であります。

御承知のごとく、新憲法におきまし
ては特に一章を設けて、わが國政
治組織の基本原理解として地方自治を規
定しております。このことは決して偶
然のできごとではないのであります。
て、実にわが同胞数百万の血潮と、わ
が國家の数千億の財とをいたすに費
消した結果、血の出るようなたまも
のであります。その結果をいたしまし
て、日本のよみよみ現狀を導いた
ものは、あの悪るる戦争であつた、

しかも、その戦争を支えたものの一つが実は官僚ファッショであつた、かつての内務省に象徴的に現われておりましたところの官僚ファッショこそが現在のこの恐ろしい状態を導いたものである、そういう結論に到達いたしました。

思い起しますと、バケツを持ち、竹やりを持って走りまわつた、あの恐ろしい隣組組織、下は隣組から上は内務官僚に至るまでの、あの太い力がわれわれ國民を縛りつけました。そうして、恐ろしい戦争にひつぱり込んだことは、皆様も身をもつて御体験なされたことであらうと思ひます。八月十五日の終戦によりまして、私も日本人は、悪夢よりさめたごとく、いまさらのごとく内務官僚、官僚ファッショの恐ろしさに気づきました。その結果といたしまして、最近述べましたように、平和確立のために、わが國の政治組織の原理といたしまして地方自治を規定し、その結果といたしまして内務省を廃止したのであります。内務省が従来やつておりました土木事業の面と、警察行政の面と、さらに地方財政委員会に象徴されます財政委員会、さらに連絡事務に当ります総理廳の四つに分割されて、内務省はなくなつたのであります。

ところが、今回のこの設置法案は、その二つをさらに合せまして、もとの内務省の復活を企図するものであります。しかも地方財政委員会は、地方財政法の第一條に明らかに規定してあります。ところが臨時の組織でありまして、地方財政が確立するまでの臨時的な組織であります。具体的に申します

と、地方財政委員会の使命は、地方財政を確立するための三法案、すなわち地方配付税法、地方財政法、地方税法、この三つができることを目的としてつくられたものであります。すでにこれらの三法案は昨年の七月に完備されておるのであります。これができましたならば、明らかにこの地方財政委員会の任務は一應終了したといえるのであります。これを今回の設置法案におきましては、自治課と統合いたしました。その温存をはかつておる。いよいよ内務官僚の勢力の温存であると断ぜざるを得ないのであります。

しかも、単に旧官僚の勢力の温存でなしに、今回の自治廳設置法案に対しては、新しい要素が根本的な点でつけ加えられておるのであります。それは、たとえば配付税の地方配付あるいは地方起債の許可、こゝういふものに関しまして従来大藏省と合議でやつておりましたものを、今度は完全に地方自治廳が掌摑いたしました。財政的な面から地方を統制しよう、そういう意図が非常に露骨に現われて参つております。政府委員の説明では、財政委員会と自治課と合したもので別に何ら新しいものをつけ加えないと言つておられますが、財政的な統制力をつけ加えておることは明らかであります。

政府は、自治廳ができますと——ただいまの川本さんの賛成演説の中にも、自治廳ができますと地方の利益を中央において代表し得るといふことを言つておられますが、現在のような反動的な中央におきましては、決してその中に自治廳ができたからといつて地方の利益を守ることにはできないのであります。このことは、單なる臆測ではなしに、この議場できめられました地方配付税の減額、あのときあたりまで、地方財政委員会がいかなる態度をとつたか。中央において地方の利益を代表すべき地方財政委員会が、一言の返す言葉もなく、ただ唯々諸々として大藏官僚の言ひまにまなつた。あのこと自体を見ましても、決して現在の反動政府の機構の中では地方の利益は代表されるものではないといふことは確信し得るところであります。しかも、配付税の無視によつてできました地方の穴を埋めるために、現在地方財政委員会を地方税の大幅増徴をもつてこれを救わんとしております。すでにこの法案は私どもの地方行政委員会に出しておりますが、こゝういふやり方で、はたして地方の利益が現在の政府機構の中で代表できるかどうか、根本的に考えが間違つておるのではないかと見えるのであります。

しかも、現在の地方自治團體の行政を見ますと、ほとんど全國の地方自治團體の上層部は腐敗墮落をきわめております。たとえば、東京の近くにございます神奈川あるいは埼玉、あるいは関西におきましては兵庫、大阪、これらにおきままする地方上層部の腐敗は、実にその極に達しておるのであります。しかも、これに対して敢然とそれの不正を摘発して闘つておられますのは地方公務員の代表であります。この法案の根本的な組織であるところの地方自治委員会、修正案によりまして、これに六名の委員が追加されておられます。その中に、敢然として地方の行政の腐敗に対して闘つておる地方公務員の代表が入るといふ何らの確約もされ

ていないのであります。このことは、口にいから地方の利益を代表すると言ひましても、現在地方住民の利益を守つて闘つておる代表をこの自治委員会の中から省いたといふこと自体が、この法案を完全に骨抜きにし、しかも羊頭を掲げて狗肉を賣る、まじく地方民を欺くものと断ぜざるを得ないと思ひます。(拍手)

一方吉田反動内閣は、昨日のこの議場における決議にも現われておりますが、ひそかに警察力の増強、警察法の改悪を企図いたしておるのであります。その改悪の中心点は——これも新憲法の精神によりまして、警察を二分いたしました。國家警察と自治体警察にわけて、民主的な警察の方向に進むべきことが明らかにされておるのであります。ところが、今回の警察法の改悪は、明らかにかつての特高警察の復活の形をとりました。國家警察が地方警察を支配する、これが今度の改悪の中心眼目であります。この二つのことが実現されましたならば、すなわち一方における財政を通じての地方自治体に対する統制と、國家警察による地方警察の統制と、この二つのことが実現されましたならば、たとい形の上では二つにわかれておりましたが、完全にその機能の面におきましては、もとの官僚ファッショ的な内務省の復活することは火を見るよりも明らかであります。

法制的見地から申しましても、どんなとすでファッショ的な警察行政による統制が全國的にその芽を出しつつあります。たとえば、かつての治安警察法は葬り去られておりますが、しかし現在各都市、各市町村で上程され

決議されつつありますところの地方の公安條例、あれこそは、全國的な規模で見ました場合に、明らかに、かつての治安警察法の全國的な再現であります。今や全日本の地方自治体は……

○講員(幣原喜重郎君) 立花君、申合せの時間が参りましたから、簡単に結論を願ひます。

○立花敏男君(続) はい、承知しました。——今や全日本の地方自治体は、再びかつての、彼らを窒息せしめたところの官僚ファッショの網の目の中にとらえられようとしておるのであります。今回の官僚ファッショの復活は、かつての官僚ファッショとは違ひ、まして、まじく、狂暴なる、暴力的なる方法によるといふことは、これもまた明らかであります。何となれば、今までは中央は地方に渡す金を多少は持つておりました。しかし、今回は配付税の削減にも現われたごとく、地方に渡す金がないのであります。金を通じて統制することができなくなつて來た。今度は、ほんとうに暴力的な力のみ地方を統制するよりほかになつて來たのであります。従つて、今回の内務官僚の復活、かつての官僚ファッショの復活が——日本の歴史から見ました場合、かつての戦争は内務官僚の力によつて推し進められたといふことを見ました場合に、日本共産党は、かつてわれわれをのみじめな戦争に引きずり込んだところの官僚ファッショであつたことを想起し、今かかる組織が復活することを対しましては絶対反対の意を表明するものであります。(拍手)

○講員(幣原喜重郎君) 小林君、申合せの時間が参りましたから、簡単に結論を願ひます。

○立花敏男君(続) はい、承知しました。——今や全日本の地方自治体は、再びかつての、彼らを窒息せしめたところの官僚ファッショの網の目の中にとらえられようとしておるのであります。今回の官僚ファッショの復活は、かつての官僚ファッショとは違ひ、まして、まじく、狂暴なる、暴力的なる方法によるといふことは、これもまた明らかであります。何となれば、今までは中央は地方に渡す金を多少は持つておりました。しかし、今回は配付税の削減にも現われたごとく、地方に渡す金がないのであります。金を通じて統制することができなくなつて來た。今度は、ほんとうに暴力的な力のみ地方を統制するよりほかになつて來たのであります。従つて、今回の内務官僚の復活、かつての官僚ファッショの復活が——日本の歴史から見ました場合、かつての戦争は内務官僚の力によつて推し進められたといふことを見ました場合に、日本共産党は、かつてわれわれをのみじめな戦争に引きずり込んだところの官僚ファッショであつたことを想起し、今かかる組織が復活することを対しましては絶対反対の意を表明するものであります。(拍手)

○講員(幣原喜重郎君) 小林君、申合せの時間が参りましたから、簡単に結論を願ひます。

○立花敏男君(続) はい、承知しました。——今や全日本の地方自治体は、再びかつての、彼らを窒息せしめたところの官僚ファッショの網の目の中にとらえられようとしておるのであります。今回の官僚ファッショの復活は、かつての官僚ファッショとは違ひ、まして、まじく、狂暴なる、暴力的なる方法によるといふことは、これもまた明らかであります。何となれば、今までは中央は地方に渡す金を多少は持つておりました。しかし、今回は配付税の削減にも現われたごとく、地方に渡す金がないのであります。金を通じて統制することができなくなつて來た。今度は、ほんとうに暴力的な力のみ地方を統制するよりほかになつて來たのであります。従つて、今回の内務官僚の復活、かつての官僚ファッショの復活が——日本の歴史から見ました場合、かつての戦争は内務官僚の力によつて推し進められたといふことを見ました場合に、日本共産党は、かつてわれわれをのみじめな戦争に引きずり込んだところの官僚ファッショであつたことを想起し、今かかる組織が復活することを対しましては絶対反対の意を表明するものであります。(拍手)

○講員(幣原喜重郎君) 小林君、申合せの時間が参りましたから、簡単に結論を願ひます。

○立花敏男君(続) はい、承知しました。——今や全日本の地方自治体は、再びかつての、彼らを窒息せしめたところの官僚ファッショの網の目の中にとらえられようとしておるのであります。今回の官僚ファッショの復活は、かつての官僚ファッショとは違ひ、まして、まじく、狂暴なる、暴力的なる方法によるといふことは、これもまた明らかであります。何となれば、今までは中央は地方に渡す金を多少は持つておりました。しかし、今回は配付税の削減にも現われたごとく、地方に渡す金がないのであります。金を通じて統制することができなくなつて來た。今度は、ほんとうに暴力的な力のみ地方を統制するよりほかになつて來たのであります。従つて、今回の内務官僚の復活、かつての官僚ファッショの復活が——日本の歴史から見ました場合、かつての戦争は内務官僚の力によつて推し進められたといふことを見ました場合に、日本共産党は、かつてわれわれをのみじめな戦争に引きずり込んだところの官僚ファッショであつたことを想起し、今かかる組織が復活することを対しましては絶対反対の意を表明するものであります。(拍手)

○講員(幣原喜重郎君) 小林君、申合せの時間が参りましたから、簡単に結論を願ひます。

○小林信一君 私は、新政治協議会を代表いたしました、ただいま上程されました四つの法案に対し反対の意見を表明するものであります。

各省設置法案に対しては、行政の簡素化によつて能率を増進し、あわせて財政の確立をはかるものであり、従來の中央集権的、非民主的監督行政の色彩を一新することを目標に実施する等國民の要望するところに沿うものが多々あるのですが、實際にあつてこれを検討するとき、はたしてその誠意に立脚し、忠実に企画されているかが不明でありまして、かえつて眞意が奈辺にあるか疑わざるを得ないのであります。もし政府が良心を持つならば、これら法案に盛り込まれる内容が完全に実施されねばなりません。そのためには、さきに政府と與党によつて強引に決定された予算に修正がなされねばなりません。すなわち、予算を編成する政府の精神と、法案をつくる政府の精神とは別個であることが指摘されるのでありまして、予算の決定を見た以上、空文として検討するにすぎないのであります。

さらに、重大なる失業対策が確立できないに至つては、政策の拙劣さを露呈したものと視するより以外にないのではありません。さらに、やがて上程される定員法と関連して考究するならば、不可分の関係にあるべきものが、これまた別個の立場において企画されておるのであります。機構改革によつて必然的に生ずる行政整理であると主張するものが天引の眞首であり、しかも定員法に附随すべき退職金については、いまだに決定されておらない状態であ

りまして、一貫すべき政策が支離滅裂の形でなされておるのであります。しかも不可解なることには、上級官吏は整理されないように、巧みな措置によりましてそのポストが用意され、下級官吏にその被害を集中しようとする計画されておるのであります。國民の機構刷新に對し要望するものはその民主化であつて、その禍根である官僚独善の中核を一掃するところでありまして、國民の眞意を理解せず、行政整理の口約をかく歪曲して單なる首切りに終ること、は、兒戯にひとしい行政と断定せざるを得ないのであります。かかる政策的、不合理な行政機構の改革は、國民に大いなる犠牲を招来させ、再建の方途を混乱させる以外に何ものもないのであります。十何万の官業からの失業者に對しては失業対策が確立されず、これにならつて実施される地方公務員、一般企業からの失業者は、この実情からしては、即日妻子をかかえて路頭に迷う悲惨な光景がまたに展開されることは必定でありまして、政府の無謀と無責任に憤激するものであります。

さらに不合理な行政機構は、あらゆる生産力を弱体化し、事務を停滞させ、公共事業の整備の段階を混乱させ、國民の耐乏生活に對して苦難を加重されることは火を見るより明らかであります。かかる見地から根本的に四つの法案に反對するものであります。以下簡単に各法案に反對の理由を申し述べます。

まず文部省設置法案に對しましては、吉田内閣が本年度予算編成にあたり實質的に六・三制を放棄したところ

に、現政府の文教施策には重大なる欠陥が考えられるのであります。財政の確立あつて、しかる後文教政策を樹立する、と吉田総理は申しておりますが、これは明らかに文化國家の政治理念を忘却しておるので、國民の了解できないところでありまして、文化國家には常に經濟的、思想的苦難がつきまとうのが当然であつて、この苦難の打開に對しては、國民個々の素質を高め、文化の高揚によつて打開するのが文化國家の使命であります。その試練の蓄積が文化國家の建設であることは論をまたないところであります。

道義の頹廢、思想の混乱の現下の社會情勢は、いよ／＼教育施策の拡充を必要としております。今また政府が掲げるところの經濟安定の大方策も、生産部面において教育政策が要求されるのであります。これらはともかくとして、最もその基礎となるべき六・三制の実施を中止するに至つては、文教政策に對してためらめというよりは、文化國家の放棄であるといえるのであります。敗戦後の生活困窮の中に、國民はあらゆる犠牲を忍んで新學制を容認し、新制中学の校舎の建築を急いだのであります。この國民の心情は、武器を持つことのできない運命のもとにおかれ、武器を持つ世界各國の中に伍して文化國家の完成を期せなければならぬ次代の國民を思ふとき、一刻たりとも怠ることなく教育の整備を期しようとするところの國民的自覚、親としての心情からであります。

これら國民の熱望をふみにじり、文化國家の理念を持たない現政府は、校舎もあてがわず、教具も與えずして、さ

らに教師をあの子供たちから奪い去らうとしておるのであります。(拍手) 設置法案の内容がそれならば、相當の教員増加が当然なされなければならぬのに、全國五十万の教職員約一割を整理すると本多國務大臣は言明し、しかも教育は十分できると暴言しておられます。行政機構を整理して人員を減らすという政府の言明は、この教員首切りによつて、その野望をはつきり暴露してはいるのであります。すなわち、学校のどこに行政の改革があるか。この教員首切りによつて、はつきりと政府は首切りのために首切りをあえてしようとしておるのであります。

ここにおいて、文化國家は吉田内閣のために完全に崩壊されるのであります。さらに大學設置法案、教育職員免許法案等、教員の教育に對する熱情と意欲を冷却させるような措置が次々に用意されておるのであります。教育による民主主義確立は否定され、國民感情は裏切られ、教育當事者には希望を失はせ、実に文化國家行政を誤るもはなはだしいと断せざるを得ないのであります。かかる見地に立つところに、魂なき、空文にひとしいこの設置案に、どうしてわれ／＼國民が賛成できようか。(拍手) 政府はすみやかに本法案を撤回して、政府が掲げるところの經濟安定の施策を実現するため、あらゆる社会教育の施設を完備し、あらゆる社会教育の施設を完備し、その方途を確立し、また学校教育に對して眞に文化國家の基礎をつくるべき法案を用意すべきである。

次に地方自治廳設置法案であります。政府の意圖するところは、國と地方公共團體との連絡をはかり、相互の

連絡協調にあつて國家公益と地方公共團體の自主性との間に調和を保つことを第一の目的とし、しかも各自自治体を擁護し、自治の本旨を實現するにありと申しておりますが、その機構運営について検討するとき、調和を保つことは美に一方的であつて、今回のごとく地方財政を破滅せしめるような措置に政府が出た場合、当然各地方廳はその責任を中央に追究しなければなりません。この抑圧の機關として利用され、政府の独裁が強化される危険性が多分にあるのであります。自治権の擁護も、地方自治の本旨も、その民主的発展によるのでなく、政府のファッショ的統制によつて維持しようとするところが多分あり、われ／＼はこの危険を憂慮して反對するものであります。

經濟安定本部設置法案におきましては、檢察的機構の強化が考慮され、自由經濟をスローガンとする現内閣の性格に逆行した統制強行の意思が表明され、關係各行政機關の総合調整あるいは基本的施策の企画立案の本來の性格を弱体化し、首切り措置にすぎない点が、われ／＼新政治協議会の反對の理由であります。

第二の外務省設置法案に對しましては……
○議長(幣原重厚郎君) 小林君、時間が参りました。
○小林信一君(続) 外務省設置法案に對しましては、外務省はただいま休業状態にあるのであります。しかし講和會議を控えて、これに對するところの措置が十分になされ、しかも通商貿易に對するところの措置が完全になさ

るべきであり、何らこうした
實際的な措置がなされない法案に對し
ては、われわれ新政治協議会は反対を
せざるを得ないのであります。

以上、四つの法案に對して反対
の理由を申し上げます。(拍手)

○議長(幣原重貳郎君) これにて討論
は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず日程
第一及び第二を一括して採決いたしま
す。両案の委員長の報告はいずれも修
正であります。両案を委員長の報告の
通り決するに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原重貳郎君) 起立多数。よ
つて両案とも委員長報告の通り決しま
した。(拍手)

次に日程第三及び第四を一括して採
決いたします。日程第三の委員長の報
告は修正でありまして、日程第四の委
員長の報告は可決であります。両案を
委員長の報告の通り決するに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原重貳郎君) 起立多数。よ
つて両案とも委員長報告の通り決しま
した。(拍手)

阿波丸請求権の処理のための日本
國政府及び米國政府間の協定等の
違憲の疑義についての緊急質問
(志賀義雄君提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動
を提出いたします。すなわち、志賀義
雄君提出、阿波丸請求権の処理のため
の日本國政府及び米國政府間の協定等
の憲法違反の疑義についての緊急質問

をこの際許可せられんことを望みま
す。

○議長(幣原重貳郎君) 山本君の動議
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原重貳郎君) 御異議なしと
認めます。よつて日程は追加せられま
した。

阿波丸請求権の処理のための日本國
政府及び米國政府間の協定等の違憲の
疑義についての緊急質問を許します。
志賀義雄君。

〔志賀義雄君登壇〕

○志賀義雄君 さきに本會議におきま
して、阿波丸事件に基く日本國の請求
権の放棄に關する決議があり、四月二
十六日、吉田總理兼外務大臣からこれ
に對する報告がありました。その決議
及びそれに基く報告について憲法上
重大な疑義がありますので、その点に
ついて吉田總理兼外務大臣に質問する
次第であります。時間の制限がありま
すから要点を申し上げます。

第一点政府がかかる協定を結んだ法
的根拠はどこにあるか。すなわち、一
九四五年九月二日の降伏文書及び一九
四七年七月十一日の日本に對する降伏
後の基本方針によれば、日本國政府は
連合國最高司令官のもとに國內の統治
に關する権限は持つておりますが、外
國との交渉に關する権限はないことにな
つておるのであります。ところで、こ
の点からするならば、日本の政府には
國際法を行使する権限がないことにな
る。そのもとにおいて連合國の一國と
の協定を結ぶことは、一体どこに法的
根拠があるか、われわれはこれを発見す
るのに苦しむものであります。(拍手)

これについて、決議には、マツカーサー
元帥は意見の一致を容易にするため
日本國政府と米國政府との間の仲介者
としてあつせんとの労をとるといふこと
になつておるので、これは仲介者とし
てあつせんとの労をとるだけで、協定を
結ぶ主体は兩國の政府であります。従
つて、日本國政府にその権限がないと
するならば、この協定は無効でなけれ
ばならないことになるのであります。
(拍手)この点について吉田總理の御答
弁を求め次第であります。

第二に、本決議は議案の議決ではな
いのであります。従つて、これは政府
に對する決定命令でもなければ委任命
令でもない。また決議は、これは政府
に次のことを要する、こつていふふう
に書いてあるのであります。従つて
これは議決でないから、政府がこれに
基いて行政措置をとるといふこともで
きないのであります。條約、これは國
際法の通念によれば、ただに條約と銘
を打つばかりでなく、あるいは協定で
あつても、いやくも二國あるいは數
國の間に文書をもつて交換されれば、
國の間に文書をもつて交換されれば、
これは協約も條約の中に入ります。明
らかでありまして、憲法第七十三條に
よれば、條約を結ぶについては、政府
は事前、時宜によつて事後に國會の
承認を得なければならぬ。しかる
に、この決議に基いて、吉田總理兼外
務大臣は本會議において報告したの
であります。國會の承認を求めてい
ないのであります。(拍手)この点は一
体どうする。

第三点は、國の債権を法律によらず
して放棄したのは、これはいかなる理
由であるかという点であります。(そ

こが重大だ」と呼ぶ者あり)財政法第
九條によれば、國の債権の全部または
一部を免除し、またはその効力を変更
するには法律に基くことを要するとい
ふ規定があります。しかるに、吉田外
務大臣はこの債権を放棄したことを報
告した。これを國會に報告しただけで
あります。しかも事前にも事後にも
も、この債権を放棄した内容の明細は
われわれにとつて不明である。議院の
議決もされてない。これは財政法第
八條に違反するといふことを共産党は
考へるが、首相の意見はいかである
か、その点を第三に伺いたのであり
ます。(拍手)

第四点、決議に全然關係のない了解
事項といふものが付屬文書として出て
おるのであります。御承知のように、了
解事項には、日本が今日まで受けた信用
及び借款は日本國にとつて有効な債務
であるとなつておるのであります。(拍
手)政府はなぜ特定の債務を負担する
ような事項を了解事項としたのである
か。憲法第八十五條によれば、國が債
務を負担するには國會の議決を要する
のであります。あるいは政府は、これ
に對して、これは有効な債務であると
いふことをこの記録に載せたにすぎな
いと言われたい。それは有効な債務とす
れば、その債務の内容はいか。債務
の返済の期限はいか。債務履行の
條件はいか。これらが、法案とし
て、議案としてここに出され、そ
してこの國會の議決を経て初めてこ
れが有効になるのであります。しかるに
吉田首相は、この條件を提示せずに、
國會の議決を解すに、これを報告しつ
ばなしになつておるのであります。

この四点は、共産党としてきわめて
重大なことを考へるのであります。吉
田首相は、ただでもらつたと思つてお
る國民があるからだと報告しました。
一体、こつていふ感情はだれが抱かせる
ようになったか。第一次吉田内閣の
とき以來、わが党の、わが内閣の意向によ
つて、こつていふことが、日本に提供さ
れたのである。こつていふふうには自家廣
告をやつておつたのであります。こ
れがこつていふ感情を抱かせるものであ
る。共産党が反對したのは、政府が越
權をし、議會を輕視する、こつていふ疑
いのあることがこの決議及び報告によ
つて明らかであるから、当時反對した
のであります。事は日本の獨立と平和
に關する大問題であり、もしも今後こ
つていふことで協定を一つ一つつくり
行つて、それで慣例をつくり出し、將
來講和が締結された後においても日本
に外國の軍隊が駐屯するやうなこ
とまで、こつていふ協定によつてやられる
やうな事態があれば、これは將來にと
つても一大問題なのであります。その
意味において、私は右の四點に對して
吉田總理兼外務大臣の明快なる御答弁
をこつて求めるのであります。

○國務大臣(吉田茂君) 總理大臣兼外
務大臣として明快なる御答弁をいたし
ます。(拍手)

一体この阿波丸事件に對する協定へ
の法的根拠はいか。これは今御指摘
の通り、日本は今日法的に外國との條
約、協定を結ぶことはできないことにな
つておられますが、しかしながら、も
し最高司令官がよろしいと許す範圍に
おいて日本國は協定を結ぶ権限がある

と私は解するのであります。(拍手)
また、特定の債務その債務を含んだ協定は議会の協賛を経べきものというお話でありましたが、しかしながら、これは事前において、すでにこの国会の協賛を経て、決議案として現われたものを、協定の中にそのまま繰入れたものであります。ゆえに私は、協賛を事前において解たものと了解いたすのであります。

また、この阿波丸に対する請求権なるものは債権と思わることが大間違いであつて、債権ではない、請求権であります。(債権も請求権も同じじゃないか)と呼ぶ者あり待たたまえ、請求権が債権になるかならないかということ、相手方が了解して後でありましたのみならず、この協定において掲げましたこの請求権なるものは、自主的に日本國がこれを放棄したものであります。さらに了解事項として書いてありますことは、すなわちこれを減額するかしないかは、請求権でなく、また日本政府の債権でないでありますから、一に減額するしないはアメリカ政府の権限にある、こう了解すべきものであると私は考えるものであります。

その他については別段お答えすることがないと思ひます。(拍手)
〔志賀義雄君登壇〕
○志賀義雄君 たいだいま吉田総理兼外務大臣から、明快なる御答弁と初めに言われましたが、どうも一向明快なところがないのであります。
第一に、特定の協定を結ぶ云々と言われましたが、百歩譲つて総理の言われるところに理があるとしても、ではなぜこういう問題から始めたか。

最も重大な問題は、日本が、たとえば中國貿易に對してこれを開かなければいけない、これを開かなければ日本の経済の再建はできないというような非常に強い要望もあるのであります。その協定はあつたとして、先日予算委員会、野坂委員の質問に對して、そんなことは中共の政府にでも聞いてくれ、これでは、われわれ日本の首相としてはなほだ心もとない、決して明快でないのであります。

第二に、決議案に基いてと言われまが、その決議案は決して政府の方に對して権限を委任したもので何でもないものであつて、その中には、われわれはこの感謝の念を表現する一方法として次のことを政府に要望するといつてある。最後に、その結果を本院に報告することとなつておるのであります。報告してこれを本院において議決しなければならぬのが憲法上の建前であります。それが、たいだいまの御答弁では、ちつとも明らかになつていないのであります。総理は請求権と債権とは別だというのが、債権があるからこそ請求権が生れるのであり、債権には不特定債権もあることを総理は忘れてい

最後に、私が一番重要視した付屬文書の了解事項については、首相の御答弁がない。そこでは、私の方は有効な債務を問題にしておるのであります。が、首相は第三点の質問の債権をこちらにつけて、そこを巧みに、あるいは老獪に切りかえられておる。これでは、どうしても明快な答弁とならないのであります。この債務については憲法上の規定がある、これについて政府はいかに考えられるか、こういう点を私は

質問した次第であります。
〔國務大臣吉田茂君登壇〕
○國務大臣(吉田茂君) 私は明快にお答えしたつもりであります。が、はなはだ不明快という御批評を受ければ、それまでであります。

今中共の貿易云々という話がありましたが、御承知の通り日本國は、今日中共との間に國際關係もなければ、あるいはまた國交も回復しておられないのでありますから、私としては答弁ができません、こう申したのであります。

また了解事項でありましたか、あるいは要望でありましたか、要望と決議とどう違ふか知りませんが、しかしながら、御要望の通り協約の内容ができておるのでありますから、特に議会の協賛を経る必要がない。(発言する者あり) まあ聞きたまへ。——手続を省くために申したのであります。
○志賀義雄君 たいだいま……
〔発言する者多く、聴取不能〕

第五 古物營業取締法案(内閣提出)
第六 道路交通取締法案の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(幣原重忠君) 日程第五、古物營業取締法案、日程第六、道路交通取締法案の一部を改正する法律案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事川本末治君。
古物營業取締法案
古物營業取締法
(定義)
第一條 この法律において「古物」とは、一度使用された物品若しくは

使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入をしたものをいう。
2 この法律において「古物商」とは、古物を賣買し、若しくは交換し、又は委託を受けて賣買し、若しくは交換することを營業とする者で第二條第一項の規定による許可を受けたものをいう。
3 この法律において「市場」とは、古物商間の古物の賣買又は交換のための市場をいう。
4 この法律において「市場主」とは、市場を經營する者で第三條の規定による許可を受けたものをいう。

(古物商の許可)
第二條 古物商にならうとする者は、総理廳令以下「命令」というもの定めるところにより、營業所ごとに、その取り扱おうとする古物の種類を定めて、營業所(營業所のないときは、住所又は居所をいう。以下同じ)の所在地を管轄する公安委員會の許可を受けなければならない。
2 前項の場合において、古物商にならうとする者は、自ら管理しないで營業所を設けるとときは、その營業所の管理者を定めなければならない。

(市場主の許可)
第三條 市場主にならうとする者は、命令の定めるところにより、市場の所在地を管轄する公安委員會の許可を受けなければならない。

(許可の基準)
第四條 公安委員會は、第二條第一項又は前條の規定による許可を受けようとする者が左の各号の一に該当する場合においては、許可をしない。
一 禁以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることになつた後、三年を経過していない者
二 許可の申請前三年以内に、第六條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して二度以上罰金の刑に処せられ改しゆんの情の認められない者
三 住居の定まらぬ者
四 營業について成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者。但し、その者が古物商又は市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号の一又は第五号に該当しない場合を除くものとする。

五 第二十四條第一項の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者
六 同居の親族のうち前号に該当する者又は營業の停止を受けている者のある者
七 第一号から第五号までの一に該当する管理者を置く者
八 法人である場合においては、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までの一に該当する者があるもの

公安委員會は、許可をしない場合においては、理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知する。

七〇七

しなければならない。

(営業内容の変更)

第五條 古物商又は市場主は、同一公安委員会の管轄区域内において営業所若しくは市場を移轉し、又は取り扱う古物の種類を変更しようとする場合においては、命令の定めるところにより、管轄公安委員会の許可を受けなければならない。営業所の管理者を新たに設け、変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 古物商又は市場主は、廢業したとき若しくは長期休業をしようとするとき又は第二條第一項若しくは第三條の規定による許可の申請書の記載事項につき変更を生じたときは、命令の定めるところにより、管轄公安委員会に届け出なければならない。

3 古物商又は市場主が死亡した時は、同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定に準じて死亡の届出をしなければならない。(無許可営業の禁止)

第六條 古物商又は市場主でない者は、古物を賣買し、交換し、若しくは委託を受けて賣買し、交換することを営業とし、又は市場を設けてはならない。

(他人名義の営業の禁止)

第七條 古物商又は市場主は、自己の名義をもつて、他人に古物商又は市場主の営業をさせてはならない。

(行商及び露店の許可)

第八條 古物商が、行商をしようとし、又は露店を出そうとするとき

は、命令の定めるところにより、営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 古物商は、その従業者に、三人をこえない範囲において行商をさせ、又は露店を出させることができる。前項の規定は、この場合に準用する。

(せり賣の許可)

第九條 古物商は、市場以外においてせり賣をしようとするときは、命令の定めるところにより、日時及び場所を定めて、その場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可証)

第十條 公安委員会は、第二條第一項、第三條、第八條第一項若しくは第二項又は前條の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない。

2 前項の許可証は、命令の定めるところにより、三年ごとに当該公安委員会による更新を受けなければならない。その効力を失う。

3 許可証の様式及びその書換、再交付等について必要な事項は、命令で定める。

4 第一項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を他人に貸與し、又は譲り渡してはならない。

5 第一項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を亡失し、又は盗み取られたときは、命令の定めるところにより、直ちに管轄公安委員会にその旨を届け出

なければならない。

(許可証の返納)

第十一條 前條の規定により許可証の交付を受けた者は、左の各号の一に該当するに至つた場合においては、命令の定めるところにより、十日以内に当該許可証を管轄公安委員会に返納しなければならない。

一 許可証の有効期間が満了したとき。

二 廢業したとき、又は行商、露店若しくはせり賣をやめたとき。

三 第八條第二項の従業者が行商又は露店に従事しなくなつたとき。

四 許可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至つたとき。

五 許可を取り消されたとき。

2 古物商又は市場主が死亡した場合において第五條第三項の規定により死亡の届出をする同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定により、許可証を返納しなければならない。

(許可証の携帯)

第十二條 古物商は、行商をし、露店を出し、又はせり賣をするときは、当該許可証を携帯してなければならない。第八條第二項の従業者が行商をし、又は露店を出すときも同様とする。

(許可の表示)

第十三條 第二條第一項、第三條又は第八條第一項若しくは第二項の許可を受けた者は、それぞれ営業

所、市場又は露店の見易い場所に、命令の定めるところにより、許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

(手数料)

第十四條 都道府縣公安委員会から第十條の規定により許可証の交付を受け、又は許可証の更新若しくは再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ、許可手数料、更新手数料又は再交付手数料を國庫に納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、千円以下の範囲内において、命令で定める。

市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会の行う第十條の規定による許可証に関する事務については、手数料を徴収する場合においては、その額は、千円をこえることができない。

(営業の制限)

第十五條 古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は賣却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない。

2 市場においては、古物商間でなければ古物を賣買し、交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けなければならない。

(確認及び申告)

第十六條 古物商は、古物を買受ける、若しくは交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けようとする

ときは、命令の定める方法により、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。不正品の疑がある場合においては、直ちに警察官又は警察吏員にその旨を申告しなければならない。

(帳簿)

第十七條 古物商は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、賣買若しくは交換のため、又は賣却若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は譲り渡したときは、その都度、その帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取引の年月日

二 古物の品目及び数量

三 古物の特徴

四 相手方(命令で定める古物の賣却の相手方を除く)の住所、氏名、職業、年齢及び特徴

五 第十六條の規定により行つた確認の方法

第十八條 市場主は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、その市場において賣買され、又は交換される古物につき、取引の都度、前條第一号から第三号までに規定する事項並びに取引の当事者の住所及び氏名を記載しなければならない。

第十九條 古物商又は市場主は、前二條の帳簿を廢棄しようとするときは、営業所の所在地の所轄警察署長の承認を受けなければならない。

2 古物商又は市場主は、前條の帳

簿をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに前項の警察署長に届け出なければならない。

(品触)
第二十條 警察署長又は警察署長は、必要があると認めるときは、古物商又は市場主に対して、その古物の品触を発することが出来る。

2 古物商又は市場主は、前項の品触を受けたときは、その品触書に到達の日附を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 古物商は、品触を受けた日にその古物を所持していたとき、又は前項の期間内に品触に相当する古物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

4 市場主は、第二項に規定する期間内に、品触に相当する古物が取引のため市場に出たときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

(盗品及び遺失物の回復)
第二十一條 古物商が買い受け、又は交換した古物のうちに盗品又は遺失物があつた場合においては、その古物商が当該盗品又は遺失物を公の市場において又は同種の物を取り扱う業者から善意で譲り受けた場合においても、被害者又は遺失主は、古物商に対し、これを無償で回復することを求めることができる。但し、盗難又は遺失のときから二年を経過した後においては、この限りでない。

(差止)
第二十二條 古物商が買い受け、若しくは交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けた古物について、盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、当該古物商に対し三十日以内の期間を定め、その古物の保管を命ずることが出来る。

(立入及び調査)
第二十三條 警察官又は警察吏員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、市場又は第九條のせり賣の場所に立ち入り、古物及び帳簿を検査し、関係者に質問することが出来る。

2 前項の場合においては、警察官又は警察吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 警察署長は、必要があると認めるときは、古物商又は市場主から盗品又は遺失物に関し、必要な報告を求めることができる。

(行政処分)
第二十四條 公安委員会は、左の各号の一に該当する場合において必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、古物商若しくは市場主の許可を取り消し、又は期間を定めて古物商若しくは市場主の営業の停止を命ずることが出来る。

一 古物商又は市場主が他の法令に違反して、禁以上の刑に処せられたとき又は罰金の刑に処

せられてから三年以内に再び罰金の刑に処せられたとき。
二 古物商又は市場主が第四條第一項第三号若しくは第七号に該当したとき、又は古物商若しくは市場主が法人である場合において、その業務を行つた役員のうち第四條第一項第一号若しくは第三号から第五号までの一に該当した者若しくは許可の取消若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に第六條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しくは他の法令に違反して二度以上罰金の刑に処せられた者があるに至つたとき。

三 古物商又は市場主の法定代理人が、第四條第一項第一号、第三号若しくは第五号に該当し若しくは該当するに至つたとき又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられてから三年以内に再び罰金の刑に処せられたとき。

四 古物商、市場主、それらの代理人、使用人その他の従業者がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

五 古物商又は市場主が正当の理由がなくてその許可証の更新を受けないとき。

2 二以上の営業所を有する古物商が、一の営業所につき、古物商の許可を取り消され、又は古物商の営業を停止された場合において、他の営業所についても、その所在地を管轄する公安委員会は、情状により、その古物商の許可を

取り消し、又は営業を停止することが出来る。この場合において、前者の所在地が当該公安委員会の管轄に属するものと否とを問わない。

3 公安委員会は、第八條第一項、第二項若しくは第九條の規定による許可を受けた者若しくはその従業者がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反した場合又は第九條の許可を受けた者が正当の理由がなくて許可証の更新を受けない場合においては、当該許可を取り消し、又は期間を定めて行商、露店、若しくはせり賣の停止を命ずることが出来る。

(聴聞)
第二十五條 公安委員会は、前條の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ当該業者又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該業者に通告し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞の場合においては、当該業者は、自己のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

(罰則)
第二十七條 第六條若しくは第七條の規定に違反し、又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による処分を違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 第八條第一項若しくは第二項、第九條、若しくは第十五條第一項の規定に違反し、又は第二十四條第三項の規定による処分を違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十九條 第五條第一項、第十條第四項、第十五條第二項、第十六條前段、第十七條から第十九條まで若しくは第二十條第二項から第四項までの規定に違反し、又は第二十二條の規定による処分を違反した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項若しくは第三項、第十條第五項、第十一條から第十三條までの規定に違反した者
二 第二十三條第一項の規定による警察官又は警察吏員の立入又は帳簿書類の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
三 第二十三條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第三十一條 第二十七條から第二十九條までの罪を犯した者には、情

状により、各本條の懲役及び罰金を併科することができる。

第三十二條 過失により第二十條第三項又は第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、第二十七條から第三十條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 古物商取締法（明治二十八年法律第十三号）及び古物商取締法細則（明治二十八年内務省令第八号）は、廃止する。

3 この法律施行前にして古物商取締法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律施行の際、古物商取締法又は古物商取締法細則の規定により、許可、認可若しくは鑑札を受け、又は営業の禁止若しくは停止を受けている者は、それぞれ、

この法律の相当規定による許可を受け、又は許可の取消若しくは營業の停止を受けた者とみなす。但し、許可を受けた者とみなされた者は、この法律の施行後三月以内に第十條第一項の規定による許可証の交付を受けなければならぬ。

5 第四條第一項第二号の適用については、古物商取締法第二條又は古物商取締法細則第九條第一項の規定に違反した者は、第六條の規定に違反した者とみなす。

6 この法律施行の際、現に古物商取締法細則第十一條の規定による届出をしてせり賣を行っている者で、引き続きせり賣を行おうとする者は、この法律施行後三十日の間は第九條の規定による許可を受けた者とみなす。

古物営業取締法案（内閣提出）に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。
第三條 道路を通行する歩行者は、右側に、車馬は、左側によらなければならない。

歩道と車道の区別のある道路においては、歩行者は、道路の左側の歩道を通行することができる。

第四條第一項中「葬列その他の行列」の下に「及び他の歩行者の通行を妨害する虞のある者で、命令で定めらるるもの」を加える。

第七條第二項第一号中「車馬」の下に「又は軌道車」を加え、同條第三項を削る。

第八條第一項中「法令に定められた速度の範囲内で」を削る。

第九條第一項を次のように改める。
自動車は、公安委員会の運轉免許を受けた者でなければ、これを運轉してはならない。

第九條第二項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定による運轉免許は、自動車運轉者試験に合格した者に

對し、運轉免許証を交付して、これを發行する。

自動車運轉者は、運轉中、運轉免許証を携帯していなければならない。

第十二條に次の一項を加える。

公安委員会は、危険防止及びその他の交通の安全のために特に必要であると認めるときは、区域を限り、併進、後退又は轉回について、必要な制限を定めることができる。

第十四條を次のように改める。

第十四條 車馬は、左折しようとするときは、あらかじめその軌から、できる限り道路の左側によつて徐行して回らなければならない。

自動車は、右折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の中央によつて交差点の中心の直近の外側を徐行して回らなければならない。

自動車以外の車馬が、右折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の左側によつて交差点の中心から離れた外側を徐行して回らなければならない。

交差点の意義については、命令でこれを定める。

第十六條第一項第二号中「緊急自動車」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 緊急自動車以外の自動車

同條第二項中「前項」を「前二項」に、同條第三項中「緊急自動車」を「第一項に定める通行の順位による通行の区分、進路を譲る方法その他必要な事項及び緊急自動車」に改め、同條第二項を第三項とし、同條第三項を第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項第三号の自動車相互の間の通行についての順位は、第十條第一項に規定する命令で定める最高速度の順序による。

第十七條を次のように改める。

第十七條 車馬又は軌道車は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとするときは、第十六條第三項の規定にかかわらず、他の道路から既に交差点に入っている車馬又は軌道車の進行を妨げてはならない。

順位と同じ車馬が、交通整理の行われていない交差点に異なつた

方向から同時に入ろうとする場合においては、右方のものは、左方のものに進路を譲らなければならぬ。

第十八條第二項を次のように改める。

公安委員会は、交差点の状況により特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、常に一時停車すべき場所を定めることができる。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條の二 手信号による交通整理の行われていない交差点で右折しようとする車馬又は軌道車は、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車があるときは、第十六條第三項又は第十七條第一項の規定にかかわらず、これに進路を譲つて、一時停車するか又は徐行しなければならない。但し、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車の進行している地点、速度、進行の方向等から安全に通行できると合理的に判断される場合においては、一時停車することを要しない。

前項但書の場合においては、直

進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車は、既に右折している車馬又は軌道車に進路を譲らなければならぬ。

前二項の場合において、右折し

ようとする車馬又は軌道車が、回る地点に達するまでは、これを直進するものとみなす。

第十九條第一項中「接近して来たときは、」の下に「第十七條及び第十八條の二の規定にかかわらず、」を加え、同條第二項の次に次の一項を加える。

第十四條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條並びに第十八條の二の規定は、緊急自動車については、これを適用しない。

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條の二 交通整理の行われている交差点で左折し、又は右折しようとする車馬又は軌道車は、横断歩道において信号に従つて車馬又は軌道車の進路を通行している歩行者の通行を妨げてはならない。

車馬又は軌道車は、交通整理の行われていない交差点においては、横断歩道を通行する歩行者の安全を確認してから、徐行して進

まなければならぬ。この場合において、歩行者は、当然すべき注意をしないで車道に入り、又は車馬若しくは軌道車の進路に接近してはならない。

第二十三條第二項中「停止することができる。」を「停止し、運轉者に対し、そのために必要な應急の措置を指示することができる。」に改める。

第二十三條の次に次の一條を加える。

第二十三條の二 道路を通行する諸車又は軌道車は、命令の定めるところにより、法令で定められた危険防止及びその他の交通の安全のために必要な構造及び装置を備えていなければならない。且つ、これらは、調整されていなければならない。

当該警察官又は警察吏員は、車馬又は軌道車が、第七條第二項各号の一に該当し、又は前項の規定に違反していると疑うに足りる相当の理由があるときは、一時車馬又は軌道車の操縦を停止し、運転免許証及び車両検査証の呈示を求め、並びに構造及び装置を検査することができる。

当該警察官又は警察吏員は、第七條第二項各号の一に該当し、又は第一項の規定に違反する車馬又は軌道車の操縦者に対し、交通の安全のために必要と認めらるる應急の措置を指示し、並びにこれらの使用主又は操縦者に対し、命令で定める様式により、必要な構造若しくは装置を備え、又は必要な調整をすべき旨の警告書を交付することができる。

前項の規定による警告書の交付を受けた者は、警告書に記載された期間内に、命令で定めるところにより、必要な構造若しくは装置を備え、又は必要な調整をしたことについて、警察署長又は当該行政廳の証明を受けなければならない。

第二十四條第一項中「車馬」の下に「又は軌道車」を加える。

第二十六條第二項を第三項とし、以下順次繰り下げ、同條第一項の次に次の一項を加える。

警察署長は、前項の許可をしたときは、命令の定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

第二十六條の次に次の二條を加える。

第二十六條の二 第九條の規定により、都道府縣公安委員会の行う自動車運轉者試験を受け、又は都道府縣公安委員会から運轉免許証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ、自動車運轉者試験手数料、運轉免許証交付手数料又は運轉免許証再交付手数料を國庫に納めなければならない。

前條の規定により、都道府縣公安委員会の管轄区域内の警察署長から許可証の交付又は再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ、当該許可証の交付手数料又は再交付手数料を國庫に納めなければならない。

前二項の手数料の額は、千円以下の範囲内において、命令でこれを定める。

第二十六條の三 第九條の規定により、市町村若しくは都が、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の行う自動車運轉者試験を受け、若しくは市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会から運轉免許証の交付若しくは再交付を受

けようとする者から、それぞれ、自動車運轉者試験手数料、運轉免許証交付手数料若しくは運轉免許証再交付手数料を徴収する場合、又は第二十六條の規定により、市町村若しくは都が、市町村公安委員若しくは特別区公安委員会の管轄区域内の警察署長から許可証の交付若しくは再交付を受けようとする者から、それぞれ、当該許可証の交付手数料若しくは再交付手数料を徴収する場合において、その額は、千円をこえること

第二十七條第一項中「五千円」を「五万円」に、同條第二項中「三千円」を「一万円」に改める。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項又は第二十四條第一項の規定に違反した者

二 第二十三條第二項の規定による当該警察官又は警察吏員の停止又は指示に従わなかつた者

三 第二十三條の第二項の規定による当該警察官若しくは警察

吏員の停止に従わず、又は呈示若しくは検査を拒み、若しくは妨げた者

四 第二十三條の第二項の規定による当該警察官又は警察吏員の指示に従わなかつた者

五 第二十三條の第二項の規定による警察署長又は当該行政廳の証明を受けなかつた者

六 第二十六條第三項又は第四項の規定による処分に違反した者

第二十九條中「千円」を「三千円」に、同條第一号中「第九條第五項」を「第九條第三項若しくは第七項」に、同條第二号中「第十二條」を「第十二條第一項」に、「第十四條」を「第十四條第一項乃至第三項」に、「第十四條第二項」を「第十六條第三項」に、「第十八條第一項又は第十九條第一項」を「第十八條、第十八條の二第一項若しくは第二項、第十九條第一項又は第十九條の二」に改め、同條第四号中「第六條」の下に、「第十二條第二項」を加える。

第三十條中「第九條第六項」を「第九條第八項」に改め、「第十三條」の下に「第十六條第四項、」を加え、「又は第二十三條第一項」を、「第二

十三條第一項又は第二十三條の二第一項若しくは第四項」に、「千円」を「三千円」に改める。

第三十一條中「第二十六條第一項の規定又は同條第二項若しくは第三項の規定による処分に違反したときは、行爲者を」を「第二十三條の二第二項の規定に違反して証明を受けなかつたときは、同條第三項の規定による警告書の交付を受けた者を、第二十六條第一項の規定又は同條第三項若しくは第四項の規定による処分に違反したときは、行爲者を、」に改める。

十三條第一項又は第二十三條の二第一項若しくは第四項」に、「千円」を「三千円」に改める。

第三十一條中「第二十六條第一項の規定又は同條第二項若しくは第三項の規定による処分に違反したときは、行爲者を」を「第二十三條の二第二項の規定に違反して証明を受けなかつたときは、同條第三項の規定による警告書の交付を受けた者を、第二十六條第一項の規定又は同條第三項若しくは第四項の規定による処分に違反したときは、行爲者を、」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年十一月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○川本末治君 たいだいま上程されまし

びに結果を御報告申し上げます。まず古物営業取締法案について御報告申し上げます。

本法案の内容は、古物の取扱いを公正かつ明朗にし、古物取引に際して盗品の発見に努めることによつて犯罪の防止を効果的ならしめようとすることを主眼としたしておりまして、これを本年七月一日より施行し、他方明治二十八年法律第十三号古物商取締法及び同年内務省令第八号古物商取締法細則を廃止しようとするものであります。

本法案に關しては、去る四月三十日、本委員会に付託され、樋貝國務大臣より提案理由の説明を聴取して以來、委員会を開くこと六回に及び、各委員と政府当局との間に熱心なる質疑應答が行われたのであります。その詳細は會議録に譲りまして、以下申し上げます。ごとき民主自由党、日本社会

党、第九控室民主党、第十控室民主党、新政協協議会の五派共同提出修正案が提出せられ、採決の結果、起立多数をもつて可決され、次に修正部分を除いた原案も起立多数をもつて可決されました。よつて本案は修正議決されたのであります。

さて、修正の各項について簡単に申し上げます。

修正の第一点は、本法立法の趣旨よりいたしまして、法案の題名を古物営業法案と改めたことであります。

修正の第二点は、第一條第一項中の「一度使用された物品の下に」を「鑑賞的美術品を含む、以下同じ」という文句を加入し、鑑賞的美術品も本法案の適用を受けることを明確にいたしました。

修正の第三点は、第八條第二項中「三人をこえない範囲内において」を削り、もつて營業の自由を無用に制限し過ぎないようにいたしましたのであります。

修正の第四点は、第二十一條但書中「二年」を「一年」に改めて、もつて營業者の保護と被害者の保護との間に適當な調整をはかつたことであります。

修正の第五点は、第二十三條第二項中「関係者の請求があつたときは」を「関係者に」ということに修正し、関係者の請求がなくても立入警察官吏が身分証明証を提示すべきものとし、もつて營業者の保護をはかつたことでもあります。

右御報告申し上げます。

次に道路交通取締法の一部を改正する法案について御報告申し上げます。

次に道路交通取締法の一部を改正する法案について御報告申し上げます。

次に道路交通取締法の一部を改正する法案について御報告申し上げます。

次に道路交通取締法の一部を改正する法案について御報告申し上げます。

次に道路交通取締法の一部を改正する法案について御報告申し上げます。

本法案は、終戦以来自動車等高速路交通機関の増加に伴いまして交通事故の発生件数も急増しつつある最近の交通事情の現況にかんがみ、現行法に若干の改正を加え、事故の発生を可及的に防止し、交通秩序の円滑安全を期せうとするものであります。

その要点としますところは、まず歩行者と車馬との間の事故を防止するために、歩行者は原則として道路の右側を通行することとし、車馬とは道路の同じ側で相対面して通行する方式、いわゆる対面交通を採用することであり

次に、交差点において自動車が右折する場合に、現在行つてゐるよりも交又の中心点に一層近い位置で外まわりをする、いわゆる小まわりの方法を採用しました。これに伴います交差点における車馬相互間及び車馬と歩行者との間の通行順位に関する規定を整備すること、その他現行法に所要の改正を加えることとあります。

本法案は、交通秩序に関するきわめて専門的技術に関する法案ではありまするが、また一般國民の社会生活に深い関係をもつ法案でありまして、特に道路の歩行者にとっては左側通行の長年の習慣を一変することになり、過渡期

における混乱も予想されますので、本委員会におきましては二回にわたりの慎重審議をいたしたのであります。

しかし、早晩かかる方式を採用する必要ありとすれば、一日も早く予定された準備期間に入り、新方式について國民が理解習熟するを必要と認めましたので、本委員会といたしましては、六箇月間の準備期間において政府は本法案改正の趣旨を國民に周知徹底せしめるとともに、本法施行の實際の衝に當る警察官等に対しても本法の精神を十分理解せしめ、その運用に遺憾なからしめて、可及的に過渡期の混乱を避け、國民に迷惑をかけぬよう万全の方途を講ずるより要望しつつ、本法案を政府提出の原案通り可決すべきものと認め、討論を経て採決の結果、多数をもつて可決するに至つた次第であります。

以上、簡単に御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。その発言を許します。足鹿覺君。

〔足鹿覺君登壇〕
○足鹿覺君 ただいま日程に上りました両案のうち道路交通取締法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を

代表いたしましたして反対の意を表示せんとするものであります。

まず第一に、本法案は現行の左側通行制を右側通行制に変更し、対面交通の制度を新しくしようとするものであります。現在の左側通行の歴史について考えてみまするのに、遠くその濫觴は明治十四年十二月警視廳布達をもつて發布されて以来、明治三十三年、明治三十四年と相次いで、警視廳の通告によりこの交通上の一大原則は確立せられて今日に至つておるのであります。この國民の間に長く植えつけられた左側通行の原則を、たとひ六箇月の準備期間を持つとはいへ、これを一挙に変更せんとすることは、國民の長い慣習を無視し、あえてこの傳統を破壊せんとするものでありまして、私どもは、この法案に対してはもつと慎重なる検討を加えるべきであることを主張いたしましたのにかかわらず、きわめて過せしめられたことは、まことに不当であると考えらるものであります。(拍手)

第二には、本法案は交差点におけるところの車馬交通の整理を目的としておるのでありますが、この交差点における車馬交通の状況を見まするのに、現在大阪、神戸、横浜、京都等におき

まして、現在内小まわり制を実施いたしておるのであります。この実績から考へて、何ら不合理、不都合は起きないものであります。地方行政委員会において、大阪、神戸、京都の三市公安委員会が要請をいたしておるのであります。この要請の内容については、すでに長きは数年、短かきは半年間、全面的に、あるいは試験的に実施しておる。これが結果は、交通事故防止上並びに交通の円滑をはかる上にきわめて良好であり、かつ自動車会の公聴会においても、これが一般化につき強い要望があると云つておるのであります。かくのごとく六大都市のうち五つの都市が現在施行しておるところの方法で何ら支障なく取締りが行われておるにもかかわらず、東京都における一事例をもつて他を律せんとするがごときことにつきましては、私どもの納得することができない点であります。なお、これらの公安委員会あるいは各都市の関係者と政府は十分打合せをしたと申しておりますけれども、われわれは、その事実を十分認識することができないのであります。

第三の反対理由といたしましては、取締りを受けるのは國民であります。

しかるに、現在國民あるいは電車、自動車、自轉車等の運轉手の意見を眞に徴しておらない。この重大なる慣習を変更するにあつては十分なる手續が必要である。すなわち、公聴会その他の適當な機会を設けまして、官僚の取締りの立場からする一方に偏した法律に終らないことを期するのが当然であるにもかかわらず、わずか二回の委員会をもつて一瀆千里にこれを可決し、本会議に急遽上程せられたのであります。私どもは、この点におきましても断じて賛意を表することができないのであります。

以上、これを要しまするに、八千万の國民の日常生活にきわめて重大なる影響を伴うところの本法案を、きわめて不用意のうちに立案し、しかも、わずか二回の委員会をもつて、一回は説明を徴し、ただ一回は質疑討論を行わしめるといふがごとき短期間をもつて本法案の審議に當り、これを通過せしめんとするがごときは、きわめて慎重を欠くものであると考えらるものであります。これを多数をもつて押し切られるというその態度自体に對しては、私どもは絶対に賛意を表しがたいのであります。

以上四点をあげまして、私の反対理由

由とする次第であります。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 谷口善太郎君。

〔谷口善太郎君登壇〕
○谷口善太郎君 古物営業取締法案並びに道路交通取締法に關する一部改正の法律案につきましては、日本共産党はともに対であります。

まず古物法案の方から簡単に理由を申し上げます。本案は、委員会におきましてその名称を古物営業法と修正いたしました。その内容におきましては、依然として旧古物商取締法の精神を踏襲するものであります。更に苛酷な取締規定、義務規定、刑罰規定を業者に課してあるのであります。すなわち業者は、取扱商品の範圍の変更、営業所の変更、あるいは休業、主人の死亡、行商、露店の経営行為等につきましても、一々これを警察もしくは公安委員会に届け出で、あるいは許可を受けなければならないことになつておるのであります。これを怠れば、ただちに営業を取消され、あるいは三年以下の懲役もしくは十万円以下の罰金等に処せられるのであります。営業許可は三年ごとに更新を命ぜられ、その更新に際しては手数料をとられる。

とより、相手方の住所、姓名、年齢、職業及び入相等実を徹底的な点まで帳簿にこれを記載しておく義務を負うのであります。その帳簿の始末はもちろん勝手に許されぬ。のみならず、警察官吏は必要と認められた場合には、営業時間中ならいつでも古物商人の家や店や倉へ踏み込んで参りまして一切を捜査し、かつそこに居合す人間に対して片つぱしから尋問する権限を持つておるのであります。もしこれを拒み、あるいは怠れば、これまた逮捕投獄の嚴罰でありまして、かくて全國六十万の古物商人たちは、本法によつて、あたかも自分自身が極悪の犯罪者のごとく、常に嚴重な警察の監視下に置かれておられるに過ぎないでござい

ます。時代の恐るべき警察政治がここに新装を與へて再現されたものといつても過言ではないのであります。

なぜこのような苛酷な取締が必要であるか。政府の言うところによりますと、近時盜犯等の犯罪がおびただしく増加し、その贓品は大抵古物商の間でさばられるがゆえに、これらの犯罪の捜査検査のために業者の取締りもまたやむを得ないのだ、こう申しておるのであります。しかし、これは非常に

おかしいりくつであります。もしたとえば、民主自由党の諸君が党内に一人の犯罪者がおるといふ理由で常に警察から監視に付されておかれたら、諸君は一体何と申すのでございませう。かかる犯罪はまつたく業者と別のものではありまして、もしそれと結託する悪徳業者があるといつても、それはごく一部分であつて、他はすべてこれ正直な普通の業者にすぎないのであります。たとひ贓品の一部がこれらの業者の間に取扱われておるといたしまして

も、それはそれと知らずして行行爲者ではないのであります。旧憲法時代の、あの恐るべき官僚主義の時代ならいざ知らず、基本的人權の擁護を立憲の原則としたしませう新憲法下にあつて、主権者國民を一行政機關たる警察がかくのごとくはしるままに取締るといふことは、断じて許されぬところでありまして、もし警察が犯罪の捜査検査のために業者の協力を必要としたしませうならば、それはまたおのずから別途の道があるべきであります。かくのごとき専制的な取締、封建的な嚴罰主義は、かえつて目的を誤るものでありまして、政府はよろしく新憲法を讀み直して、もう一度出て來る方がよいの

ではないかと、私は考へざるのやありません。第二に、かくのごとき政府の態度は——本法には違憲の疑いのある重大な箇所があるのであります。すなわち、本法第四條には、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り三年を經過していない者及び一切の法令に違反して二度以上の罰金に処せられた者には古物営業の許可を與えないと規定してあるのであります。これは明らかに憲法第十四條の、すべて國民は法のもとに平等であるという規定、及び二十二條、何人も公共の福祉に反しない限り居住、移轉及び職業選択の自由を有するといふ規定に反するものであります。また本法第二十三條には、さきに申しました通り、警察吏員の一方的な権限から、無制限に家宅捜査、尋問をなすことの権利の規定があるのであります。これが憲法三十五條の、何人も権限ある司法官廳の發する各別の令狀によらなければ、その住居、書類及び所持品について侵入、搜索及び押収を受けない、という、あの規定に反するものであります。この点に關し、委員会におきまして殖田法務総裁に質問いたしましたところ、法務総裁は、自分は憲法に違反するとは思わぬが、本法を施

行してみても、もし不都合が起つたならば、そのときになつて改正すればいいではないか、こういう答弁をしたのであります。この確信のない態度、このあいまいな態度——しかしこれは、あいまいな態度でも確信のない態度でもないものであります。吉田内閣と民主自由党は、かかる國民を愚弄する態度でもつて、本國會で、たとえば労働組合法を改悪し、阿波丸事件を決議し、また本法案のごときものをつくつて、次々と憲法を破壊しつづつてあるのであります。われわれは、憲法を破壊するいかなる微細な態度に対しても断固としてこれと闘ふことをここに宣言するのであります。

次に、道路交通取締法の一部を改正する法律案について簡単に反対の理由を申し上げます。

われわれは、この法案が出ましたとき、実は最初は何ら然とし、次いで腹の底から怒りのこみ上げて來ることを押えることができなかったものであります。道路交通上の習慣を左側通行から右側通行にかえ、かつ罰則規定を強化したこの法案は、いかにも正氣のさたとは思われぬのであります。一休吉田内閣は、左側通行という八千万國民の長きわたる習慣

を、一片の法律によつて一挙に変更
できると考へておるのであるうか。
しかも、委員会において追究して
間に、われ／＼は驚くべきことを知
たのであります。すなわち、これは吉
田内閣の思ひつきでも何でもなく、実
はある方面からの要望があつたからこ
れをやる、こういうことが明らかにな
つたのであります。ここにおいて私ど
もは、われ／＼國民の習慣、風俗まで
も、ある方面の要望さえあれば卒然と
してこれを変更するといふ吉田内閣の
態度、この恐るべき態度に断固として
反対せざるを得ないものであります。

こういふ点から、この道路交通取締
法の一部を改正する法律案に私どもは
反対するものであります。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) これにて討論
は終局いたしました。

ただちに採決に入ります。まず日程
第五につき採決いたします。本案の委
員長の報告は修正であります。本案を
委員長の報告の通り決するに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ
つて本案は委員長報告の通り決しまし
た。(拍手)

次に日程第六につき採決いたしま
す。本案の委員長の報告は可決であり
ます。本案を委員長の報告の通り決す
るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ
つて本案は委員長報告の通り可決いた
しました。(拍手)

第七 測量法案(内閣提出、参議
院送付)
○議長(幣原喜重郎君) 日程第七、測
量法案を議題といたします。委員長の
報告を求めます。建設委員長淺利三朗
君。

測量法案
測量法
目次
第一章 総則
第一節 目的及び用語(第一
條—第十條)
第二章 測量の基準(第十一條—
第二十二條)
第一節 計画及び実施(第十二
條—第二十六條)
第二節 測量成果(第二十七
條—第三十一條)
第三章 公共測量
第一節 計画及び実施(第三十
二條—第三十九條)

第二節 測量成果(第四十條—
第四十四條)
第四章 基本測量及び公共測量以
外の測量(第四十五條—
第四十七條)
第五章 測量士及び測量士補(第
四十八條—第五十四條)
第六章 測量審議会(第五十五
條—第五十九條)
第七章 訴訟(第六十條)
第八章 罰則(第六十一條—第六
十五條)
附則
第一章 総則
第一節 目的及び用語
(目的)
第一條 この法律は、國若しくは公
共團體が費用の全部若しくは一部
を負担し、若しくは補助して実施
する土地の測量又はこれらの測量
の結果を利用する土地の測量につ
いて、その実施の基準及び実施に
必要な機能を定め、測量の重複を
除き、並びに測量の正確さを確保
し、もつて各種測量の調整及び測
量制度の改善発達を図ることを目
的とする。
(他の法律との関係)
第二條 土地の測量は、他の法律に

特別の定がある場合を除いて、こ
の法律の定めるところによる。
(測量)
第三條 この法律において「測量」と
は、土地の測量をいい、地図の調
製及び測量用写真の撮影を含むも
のとす。
(基本測量)
第四條 この法律において「基本測
量」とは、すべての測量の基礎と
なる測量で、建設省地理調査所
(以下「地理調査所」という。)の行
うものをいう。
(公共測量)
第五條 この法律において「公共測
量」とは、基本測量以外の測量の
うち、小道路又は建物のため等の
局部的測量で、政令の定める範囲
内において建設大臣が測量審議会
にはかつて指定したものを除き、
測量に要する費用の全部若しくは
一部を國又は公共團體が負担し、
若しくは補助して実施するものを
いう。
(基本測量又は公共測量以外の測
量)
第六條 この法律において「基本測
量又は公共測量以外の測量」とは、
基本測量又は公共測量の測量成果
を使用して実施する基本測量又は
公共測量以外の測量をいう。

(測量計画機關)
第七條 この法律において「測量計
画機關」とは、前二條に規定する
測量を計画する者をいう。測量計
画機關が自ら計画を実施する場合
には、測量作業機關となることが
できる。
(測量作業機關)
第八條 この法律において「測量作
業機關」とは、測量計画機關の指
示又は委託を受けて測量作業を実
施する者をいう。

(測量成果及び測量記録)
第九條 この法律において「測量成
果」とは、当該測量において最終
の目的として得た結果をいい、「測
量記録」とは、測量成果を得る過
程において得た作業記録をいう。
(測量標)
第十條 この法律において「測量標」
とは、永久標識、一時標識及び仮
設標識をいい、これらは、左の各
号に掲げる通りとする。

一 永久標識 三角点標石、四角
点標石、方位標石、水準点標
石、磁気点標石、基線尺檢定標
石、基線標石及びこれらの標石

七二五

の代りに設置する恒久的な標識（驗潮儀及び驗潮場を含む。）を
いう。

二 一時標識 測標及び標杭を
いう。

三 仮設標識 標旗及び仮杭を
いう。

2 前項に掲げる測量標の形状は、
建設省令で定める。

3 基本測量の測量標には、基本測
量の測量標であること及び地理調
査所の名称を表示しなければならない。
ない。

第二節 測量の基準
(測量の基準)

第十一條 基本測量及び公共測量
は、左の各号に掲げる測量の基準
に従つて行わなければならない。

一 地球の形状及び大きさについ
ては、ベツセルの算出した次の
値による。
長半径——六、三七七、三九七
メートル・一五五

偏平率——二九九、一五二八一
三分の一
二 位置は、地理学的緯度及び
平均海面からの高さで表示す
る。但し、場合により直角座標

又は極座標で表示することがで
きる。

三 距離及び面積は、水平面上の
値で表示する。

四 測量の原点は、日本緯度原
点及び日本水準原点とする。但
し、離島の測量その他特別の事
情がある場合において、地理調
査所の長の承認を得たときは、
この限りでない。

五 前号の日本緯度原点及び日
本水準原点の地点及び原点数値
は、政令で定める。

第二章 基本測量
第一節 計画及び実施
(長期計画)

第十二條 建設大臣は、測量審議会
にはかつて、基本測量に関する長
期計画を定めなければならない。

(資料又は報告の要求)
第十三條 地理調査所の長は、関係
行政機関又はその他の者に對し、
基本測量に関する資料又は報告の
提出を求めることができる。

(実施の公示)
第十四條 地理調査所の長は、基本
測量を実施しようとするときは、
あらかじめその地域、期間その他
必要な事項を関係都道府縣知事に
通知しなければならない。

2 地理調査所の長は、基本測量の
実施を終つたときは、その旨を関
係都道府縣知事に通知しなければ
ならない。

3 都道府縣知事は、前二項の規定
による通知を受けたときは、遅滞
なく、これを公示しなければならない。
ない。

(土地の立入及び通知)

第十五條 基本測量に従事する地理
調査所の職員は、測量を実施する
ために必要があるときは、國有、
公有又は私有の土地に立ち入るこ
とができる。

2 前項の規定により宅地又はか
き、さく等で囲まれた土地に立ち
入る場合においては、測量に従事
する者は、あらかじめその占有者
に通知しなければならない。但
し、占有者に対してあらかじめ通
知することが困難であるときは、
この限りでない。

3 第一項の職員が、同項の規定に
より土地に立ち入る場合において
は、その身分を示す証票を携帯
し、関係人の請求があつたとき
は、これを呈示しなければならない
い。

(障害物の除去)

第十六條 地理調査所の長又はその
命を受けた地理調査所の職員は、
基本測量を実施するためにやむを
得ない必要があるときは、あらか
じめ所有者又は占有者の承諾を得
て、障害となる植物又はかき、さ
く等を伐除することができる。

第十七條 地理調査所の長又はその
命を受けた地理調査所の職員は、
山林原野又はこれに類する土地で
基本測量を実施する場合におい
て、あらかじめ所有者又は占有者
の承諾を得ることが困難であり、
且つ、植物又はかき、さく等の現
状を著しく損傷しないときは、前
條の規定にかかわらず、承諾を得
ないで、これらを伐除することが
できる。この場合においては、遅
滞なく、その旨を所有者又は占有
者に通知しなければならない。
(土地等の一時使用)
第十八條 基本測量に従事する地理
調査所の職員は、仮設標識を設置
するために必要があるときは、あ
らかじめ占有者に通知して、土
地、樹木、又は工作物を一時使用
することができる。但し、占有者
に對しあらかじめ通知することが
困難であるときは、通知すること

を要しないものとする。

(土地の收用又は使用)
第十九條 政府は、基本測量を実施
するために、必要があるときは、
土地、建物、樹木若しくは工作物
を收用し、又は使用することがで
きる。

2 前項の規定による收用又は使用
に関しては、土地收用法（明治三
十三年法律第二十九号）を適用す
る。

3 第一項の規定による收用又は使
用については、第十四條第三項の
規定による都道府縣知事の公示が
あつたときは、土地收用法第十四
條の規定による公告があつたもの
とみなす。
(損失補償)
第二十條 第十六條、第十七條又は
第十八條の規定による植物、かき
若しくはさく等の伐除又は土地、
樹木若しくは工作物の一時使用に
より、損失を生じたときは、政府
は、その所有者に對して、相当の
價額により、その損失を補償しな
ければならない。

2 前項の規定により補償を受ける
ことができる者は、その補償金額
について不服があるときは、政令

の定める手続により、その金額の通知を受けた日から一月以内に、土地收用審議会の裁決を求めることができる。

(永久標識及び一時標識に関する通知)

第二十一條 地理調査所の長は、永久標識又は一時標識を設置した場合においては、その種類及び所在を関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、関係市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)にその旨を通知しなければならない。

3 市町村長は、永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を地理調査所の長に通知しなければならない。

(測量標の保全)

第二十二條 何人も、移轉、き損その他の行爲により、基本測量のため設置した測量標の効用を害してはならない。

(永久標識及び一時標識の移轉、撤去及び廃棄)

第二十三條 地理調査所の長は、永久標識又は一時標識を移轉し、撤去し、又は廃棄したときは、関係都道府県知事及びその敷地の所有者又は占有者に通知しなければならない。

2 第二十一條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(測量標の移轉の請求)

第二十四條 永久標識又は一時標識のき損その他その効用を害する虞がある行爲を当該標識の敷地又はその附近でしようとする者は、理由を詳記した書面をもつて都道府県知事を經由して(國又は都道府県が行爲をしようとする場合においては、直接に)、地理調査所の長に当該標識の移轉を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求の書面を受け取つたときは、意見を附して送付しなければならない。

3 地理調査所の長は、第一項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該標識を移轉し、理由がないと認めるときは、その旨を移轉を請求した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による標識の移轉に要した費用は、移轉を請求した者が負担しなければならない。

第二十五條 基本測量に従事する地理調査所の職員は、仮設標識の移轉の請求があつた場合において、その請求に理由があると認めるときは、当該標識を移轉しなければならない。

(測量標の使用)

第二十六條 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、地理調査所の長の承認を得て、基本測量のために設置した測量標を使用することができる。

第二節 測量成果

(測量成果の公表及び保管)

第二十七條 建設大臣は、基本測量の測量成果を得たときは、当該測量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認め事項を官報で公告しなければならない。

2 建設大臣は、基本測量の測量成果のうち、地図及び測量審議会にはかつて必要と認めものを刊行しなければならない。

3 地理調査所の長は、基本測量の測量成果及び測量記録を保管し、

これを一般の閲覧に供しなければならない。

(測量成果の公開)

第二十八條 基本測量の測量成果又は基本測量の測量記録を閲覧し、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めようとする者は、建設省令の定める手続により、これをしなければならない。

2 前項の規定により、謄本又は抄本の交付を求めようとする者は、政令の定めるところにより、実費をこえない手数料を納めなければならない。

(測量成果の複製)

第二十九條 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、地理調査所の長の承認を得なければならない。地理調査所の長は、複製しようとする者がこれらの成果をそのまま複製してもつばら営利の目的で販賣するものであると認めに足る充分な理由がある場合においては、承認をしてはならない。

(測量成果の使用)

第三十條 基本測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者

は、地理調査所の長がその測量成果が当該測量に關して適切なものであるかを確かめるために、あらかじめその承認を得なければならない。

2 前項の規定により基本測量の測量成果を使用して測量を実施した者は、その実施に係る測量の測量成果を使用して基本測量の測量成果を明示しなければならない。

3 基本測量の測量成果を直接又は間接に使用して刊行物を出そうとする者は刊行物にその旨を明示しなければならない。

(測量成果の修正)

第三十一條 地理調査所の長は、地かく、地ぼう又は地物の変動その他の事由により基本測量の測量成果が現況に適合しなくなつた場合においては、遅滞なく、その測量成果を修正しなければならない。

第三章 公共測量

第一節 計画及び実施

(公共測量の基準)

第三十二條 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成果に基いて実施しなければならない。

(作業規程)

第三十三條 測量計画機関は、公共

測量を実施しようとする場合においては、あらかじめ当該測量に關し観測機械の種類、観測法、計算法等を規定した作業規程を定め、建設大臣の承認を得なければならぬ。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 公共測量は、前項の作業規程に基いて実施しなければならない。

(作業規程の準則)
第三十四條 建設大臣は、測量審議會にはかつて、作業規程の準則を定めることができる。

(公共測量の調整)

第三十五條 建設大臣は、測量の正確さを確保し、又は測量の重複を除くためその他必要があると認めるときは、測量計画機関に対して勧告し、又は測量計画機関から公共測量についての長期計画若しくは年度計画の報告を求めることができる。

2 建設大臣は、前項の規定により勧告をする場合においては、測量審議會にはかつてしなければならぬ。

(計画書についての助言)

第三十六條 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、

左に掲げる事項を記載した計画書を添えて、あらかじめ地理調査所の長の技術的助言を求めなければならない。その計画書を変更しようとする場合も、同様とする。

- 一 目的、地域及び期間
- 二 精度及び方法
- 三 測量作業機関の名称

(公共測量の表示等)

第三十七條 公共測量を実施する者は、当該測量において設置する測量標に、公共測量の測量標であることを及び測量計画機関の名称を表示しなければならない。

2 公共測量を実施する者は、関係市町村長に対して当該測量を実施するために必要な報告を求めるところができる。

3 測量計画機関は、永久標識を設置したときは、遅滞なく、地理調査所の長に、その種類、敷地の所在その他必要と認められる事項を通知しなければならない。

(地理調査所が実施する公共測量)
第三十八條 第三十三條、第三十五條、第三十六條及び前條第三項の規定は、地理調査所が実施する公共測量には、適用しない。

(基本測量に關する規定の準用)

第三十九條 第十四條から第二十六條までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第十四條、第十六條、第十七條、第二十一條、第二十三條、第二十四條及び第二十六條中「地理調査所の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、第十五條から第十八條までの規定中「地理調査所の職員」とあるのは「測量計画機関又は測量作業機関の職員」と、第十九條及び第二十條中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第二十五條中「地理調査所の職員」とあるのは「測量作業機関の職員」と、それぞれ読み替へるものとする。

第二節 測量成果

(測量成果の提出)

第四十條 測量計画機関は、公共測量の測量成果を得たときは、遅滞なく、その写を地理調査所の長に送付しなければならない。

2 地理調査所の長は、前項の場合において必要があると認めるときは、測量記録の写の送付を求めることができる。

(測量成果の審査)

第四十一條 地理調査所の長は、前條の規定により測量成果の写の送

付を受けたときは、すみやかにこれを審査して、測量計画機関にその結果を通知しなければならない。

2 地理調査所の長は、前項の規定による審査の結果当該測量成果が充分な精度を有すると認める場合においては、測量の精度に關し意見を附して、その測量の種類、実施の時期及び地域並びに測量計画機関及び測量作業機関の名称を公表しなければならない。

(測量成果の保管及び閲覧)

第四十二條 第二十七條第三項の規定は、第四十條第一項の測量成果の写及び同條第二項の測量記録の写に準用する。

2 第二十八條の規定は、前項に規定する測量成果の写及び測量記録の写の閲覧及びその謄本又は抄本の交付に準用する。

3 測量計画機関は当該機関の作成に係る測量成果及び測量記録の保管を地理調査所の長に委託することができる。

(測量成果の複製)

第四十三條 公共測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複

製しようとする者は、当該測量計画機関の長の承認を得なければならない。測量計画機関の長は、複製しようとする者がこれらの成果をそのまま複製して、もつぱら營利の目的で販賣するものであると認めるに足る充分な理由がある場合においては、承認をしてはならない。

(測量成果の使用)

第四十四條 公共測量の測量成果を使用し測量を実施しようとする者は、測量計画機関の長がその測量成果が当該測量に關して適切なものであるかを確かめるために当該測量成果を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならない。

2 前項の場合においては、測量成果に、使用した公共測量の測量成果を明示しなければならない。

3 公共測量の測量成果を直接又は間接に使用して刊行物を出そうとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

第四章 基本測量及び公共測量以外の測量

(届出)

第四十五條 第六條の基本測量及び公共測量以外の測量を実施しよう

とする者は、あらかじめ建設大臣に届けなければならぬ。

2 前項の届出は、建設大臣及び地理調査所の長に対して第四十六條に規定する権限を行使するために必要な情報を提供する目的でなされるものであつて、建設大臣は、いかなる場合においても、当該届出に係る測量の実施を妨げてはならない。

(測量成果及び測量記録の提出等)

第四十六條 前條第一項の規定により届出のあつた測量で、建設大臣が測量審議会にはかつて公共性を有するものと認めるものについては、地理調査所の長は、当該測量の実施者に対して当該測量の測量成果若しくは測量記録の閲覧又はこれらの写の提出を求めることが出来る。測量成果又は測量記録の写の提出を求める場合においては、写の作成のための実費は、國が負担する。

2 地理調査所の長は、前條第一項の規定により届出のあつた測量の作業規程について勧告をすることが出来る。

3 第一項の規定により地理調査所の長が測量成果若しくは測量記録

の閲覧又はこれらの写の提出を求めたときは、測量の実施者は、正当な事由があるときは、これを拒むことができる。

(法律の適用除外及び第五條の測量に準ずる測量)

第四十七條 小道路、建物又は宅地若しくは小農地の境界若しくは面積の測定のため等の局地的な測量には、この法律を適用しない。但し、これらの測量を実施する者が地理調査所の長に対して技術的の助言を求めたことを妨げない。

2 基本測量及び公共測量以外の測量で、國若しくは公共団体の許可若しくは認可を受けて行つた工事又は國若しくは公共団体の補助を受けて行つた事業のためにするものは、建設大臣において、測量審議会にはかつて、公共測量として指定することが出来る。この場合においては、当該測量については、公共測量に関する規定を準用する。

第五章 測量士及び測量士補 (測量士及び測量士補)

第四十八條 技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は、第四十九條の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならぬ。

2 測量士は、測量に関する計画を複製し、又は実施する。

3 測量士補は、測量士の複製した計画に従い測量に従事する。

(測量士及び測量士補の登録)

第四十九條 第五十條又は第五十一條の規定により測量士又は測量士補となる資格を有する者は、測量士又は測量士補にならうとする場合においては、地理調査所の長に対してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならぬ。

2 測量士名簿及び測量士補名簿は、地理調査所に備える。

3 第一項の規定による登録の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、千円以内の手数料を納めなければならない。

(測量士となる資格)

第五十條 左の各号の一に該当する者は、測量士となる資格を有する。

一 文部大臣の認定した大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に關し一年以上の実務の経験

を有するもの

二 文部大臣の認定した専門学校において、測量に関する科目を修め、当該学校を卒業した者で、測量に關し三年以上の実務の経験を有するもの

三 建設大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者で、測量に關し二年以上の実務の経験を有するもの

四 測量士補で、建設大臣の指定する測量に関する専門の養成施設において建設大臣の指定する科目について高度の専門の知識及び技能を修得した者

五 地理調査所の長が行う測量士試験に合格した者

(測量士補となる資格)

第五十一條 左の各号の一に該当する者は、測量士補となる資格を有する。

一 文部大臣の認定した大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者

二 文部大臣の認定した専門学校において、測量に関する科目を修め、当該学校を卒業した者

三 建設大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者

四 地理調査所の長が行う測量士補試験に合格した者

(登録のまつ消)

第五十二條 地理調査所の長は、測量士又は測量士補の登録を受けた者が左の各号の一に該当する場合においては、その登録をまつ消しなければならない。

一 死亡したとき。

二 この法律の規定に違反し罰金以上の刑に処せられたとき。

三 測量士又は測量士補となる資格を有しないことが判明したとき。

(試験手数料)

第五十三條 第五十條第五号の測量士試験又は第五十一條第四号の測量士補試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、五百円以内の手数料を納めなければならない。

(施行規定)

第五十四條 この法律に定めるものを除くの外、測量士又は測量士補の

登録に關して必要な手続及び測量士又は測量士補の試験科目その他試験に關して必要な手続は、政令で定める。

第六章 測量審議会

(測量審議会の設置及び権限)

第五十五條 この法律に基く権限を行使し、及び測量に關する重要事項を調査審議するために、建設省に、測量審議会を置く。

2 測量審議会は、測量に關して、關係各行政機關に対して、建議をすることが出来る。

(測量審議会の組織)

第五十六條 測量審議会は、二十人以上の委員で組織する。

2 委員は、關係各行政機關の職員及び技術に關し學識経験のある者のうちから、建設大臣が命ずる。

3 學識経験のある者のうちから命ぜられた委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることのできる。

第五十七條 測量審議会に会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 測量審議会は、あらかじめ委員のうちから、会長が故障のある場合に会長を代理する者を互選で定めて置かなければならない。

(委員の手当等)

第五十八條 委員の手当及び旅費は、國家公務員の給與に關する法律の規定の範囲内において政令で定める。

(測量審議会の庶務)

第五十九條 測量審議会の庶務は、地理調査所において行ふ。

第七章 訴願

(訴願)

第六十條 この法律の規定による行政機關の処分に対して不服がある者は、主務大臣に訴願することができる。

第八章 罰則

第六十一條 第二十二條(第三十九條)において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

第六十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

一 基本測量又は公共測量に従事する者又はその他の者で、基本

測量又は公共測量の測量成果をして、眞実に反するものたらしめる行為をした者

二 第四十八條第一項の規定に違反した者

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

一 正当の理由がなくて基本測量又は公共測量の実施を妨げた者

二 第十五條(第三十九條)において準用する場合を含む。の規定による土地の立入を拒み、又は妨げた者

三 第十八條(第三十九條)において準用する場合を含む。の規定による土地、樹木又は工作物の一時使用を拒み、又は妨げた者

第六十四條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に處する。

一 第二十六條(第三十九條)において準用する場合を含む。の規定に違反して測量標を使用した者

二 第二十九條の規定に違反した者

三 第三十條第一項の規定に違反した者

第六十五條 法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金を科する。

附則

(施行の期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

(陸地測量標條例等の廃止)

2 陸地測量標條例(明治二十三年法律第二十三号)及び陸地測量標條例施行細則(明治二十八年陸軍省令第十七号)は、廢止する。

3 この法律施行前にした陸地測量標條例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

4 この法律施行の日から一年間に限り、測量士又は測量士補でない者でも、第四十八條の規定にかかわらず、基本測量又は公共測量に従事することができる。

5 この法律施行前に陸地測量標條例

例に基いてした測量で、基本測量の範囲に属するものの測量成果、測量記録及び測量標は、この法律に基く基本測量の測量成果、測量記録及び測量標とみなす。

6 この法律施行前にした測量で、建設大臣が測量審議会にはかつて指定したものの測量成果、測量記録及び測量標は、公共測量の測量成果、測量記録及び測量標とみなす。

この場合において第四十條及び第四十一條第一項中「測量計画機關」とあるのは「当該測量を計画した者」と読み替へるものとす。

7 建設大臣は、必要と認めるときは、前項の規定により、公共測量の測量成果又は測量記録とみなされたもの又はその写を地理調査所の長に送付させることができる。

(この法律施行の際実施中の公共測量の措置)

8 この法律施行の際、現に実施中の測量で、公共測量に属するものについては、第三十二條、第三十三條及び第三十六條の規定は、適用しない。但し、当該測量がこの法律施行の日から一年以内に完了

しない場合においては、一年後に実施される分については、この限りでない。

9 前項本文の規定に該当する場合においては、測量計画機関は、当該指定があつた後遅滞なく第三十三條の作業規程及び第三十六條の作業計画書を地理調査所の長に届け出なければならぬ。

理由

土地の測量が国土の利用開発の基礎をなしていること及びその国土經營上占める重要性にかんがみ、且つ、現行の陸地測量標條例が不備で改正を要するものがあるので、この際測量実施の基準及びこれに必要な機能を定め、測量制度を整備することにより、測量の正確さを確保し、測量の重複を除いて、測量の改善発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

測量法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年五月十二日

参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 幣原喜重郎殿

測量法案内閣提出、参議院送付)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔淺利三朗君登壇〕

○淺利三朗君 たいま議題となりました測量法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行の陸地測量標條例は、新憲法施行後の今日におきましては妥当性を欠く点がありますので、この際これを廢止し、これにかえて本法律案が提出されたのであります。

次に本案の概要を申し上げます、第一に、測量実施に不可欠な種々の基本的數値及び測量の原点等を明記し、わが國における測量実施上の基準を定めております。第二に、測量をわかつて基本測量、公共測量及びその他の測量の三とし、そのおのづかにつき必要な規定並びにその他の除外例について規定いたし、第三に、基本測量及び公共測量に従事する技術者は測量士または測量士補として登録されたものであることを必要とし、その資格、試験等について規定を設けてあります。第四に、この法律の運営を適切ならしめ、同時に測量全般の改善発達に資せしめるために測量審議会を設置することに

いたしております。また、その他本法の施行に必要な若干の経過的措施を規定いたしております。

次に質疑のおもなるものは、第一に、この法律によつて水陸の測量を統一してはいかんとの質問に対して、當局より、これを統一することは有利であるが、水陸各特殊使命もあり、現段階においては、いまだその時期に至つていないとの答弁があり、第二に、

食糧供出に科学的根拠を與えるためにも、廣範圍にわたる農耕地の測量が行われることは必至と思われるが、本法に規定する測量士等の資格の限定的ために測量遂行に支障を來すおそれはないかとの質問に対しては、農耕地測量より本法の適用から除外されるが、廣範圍にわたる農耕地等の測量に應ずるためには、本法により有資格者の養成に努めるとの答弁がありました。

かくて討論に入り、社会党前田君より、測量士等の資格規定については他の法案とその形式を統一するより希望を付して賛成の発言があり、続いて採決に入り、全会一致をもつて可決いたしましたのであります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 他に御発言もなければ、これより採決をいたしま

す。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第八 公認会計士法の一部を改正する法律案(宮崎靖君外二名提出)

第九 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に關し承認を求め

の件

○議長(幣原喜重郎君) 日程第八、公認会計士法の一部を改正する法律案、日程第九、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に關し承認を求め、右の兩件は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大藏委員会理事島村一郎君。

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律

公認会計士法(昭和二十三年法律

第百三號)の一部を次のように改正する。

第五十六條但書中「昭和二十四年十月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

公認会計士法の一部を改正する法律案(宮崎靖君外二名提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に關し承認を求め

の件

最近における外國貿易のすう勢に對應し、税関行政の円滑な遂行を期するため、東京税関支署羽田飛行場出張所外一税関出張所及び岩國税関支署上関監視署外二税関支署監視署(別紙の通り)を設ける必要が生じたので、税関官制第五條第一項による税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の設置について、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求め

別紙

税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署新設案

出張所名	位置
東京税関支署羽田飛行場出張所	東京都 大坂市
大阪税関支署上関監視署	山口縣熊毛郡上関村
岩國税関支署比田勝監視署	長崎縣上縣郡豊崎村
嚴原税関支署佐賀監視署	長崎縣上縣郡仁田村

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に關し承認を求めの件に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 ただいま議題となりました、宮崎靖君外二名による議員提出、公認会計士法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公認会計士特別試験の実施遅延に伴いまして、計理士が財務書類の監査または証明を業とし得る期間を半年延長する必要があるとのため、本法施行期日を規定する附則第五十六條中但書の「昭和二十四年十月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改めようというのであります。

本法律案は、五月十六日大蔵委員会に付託せられ、同日提案者三宅則義議員

員の提案理由の説明を聴取し、次いで討論を省略し採決に入りましたところ、総員起立をもつて原案通り可決いたしました。

右御報告申し上げます(拍手)

次に、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に關し承認を求めの件に關し、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本提案は、最近における外国貿易の趨勢に對應し、税関行政の円滑な遂行を期するため、東京税関支署羽田飛行場出張所と大阪税関支署上関監視署、嚴原税関支署の比田勝監視署、佐賀監視署の三監視署を増設しようというのであります。

本件は、五月十六日大蔵委員会に付託され、同日政府委員の説明を聴取し次いで討論省略、ただちに採決に入

りましたところ、総員起立をもつて本件は承認を與へべきものと議決いたしました。

右御報告申し上げます(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) まず日程第八につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第九につき採決いたします。本件は委員長報告の通り承認を與えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認を與えるに決しました。

明十八日は定刻より特に本會議を開きます。本日はこれにて散會いたします。

午後三時五十二分散會

- 出席國務大臣
- 内閣総理大臣 吉田 茂君
 - 外務大臣 植田 俊吉君
 - 國務大臣 高瀬莊太郎君
 - 農林大臣 森 幸太郎君

- 建設大臣 益谷 秀次君
- 國務大臣 青木 孝義君
- 國務大臣 樋貝 詮三君
- 國務大臣 本多 市郎君
- 出席政府委員
- 内閣官房長官 増田甲子七君
 - 内閣官房次官 祐一君
 - 經濟安定政務次官 中川 以良君
 - 地方財政政務次官 堀 末治君
 - 經理廳事務官 山村 章君
 - 法制長官 佐藤 達夫君
 - 法務廳事務官 林 修三君
 - 外務政務次官 近藤 鶴代君
 - 外務事務官 大野 勝己君
 - 外務事務官 西村 熊雄君
 - 外務事務官 與謝野 秀君
 - 大藏政務次官 中野 武雄君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨十六日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

- 簡易生命保險法
- 郵便年金法
- 船舶運當会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律
- 所得税法等の一部を改正する法律
- 臨時宅地貸賃價格修正法
- 國の所有に屬する物品の賣拂代金の納付に關する法律

興業債券の發行限度の特例に關する法律

價格調整公團法の一部を改正する法律

過度經濟力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員會の職權等の公正取引委員會への移管に關する法律

都道府縣の所有に屬する警察用財産等の処理に關する法律

鈦山保安法

建設業法

屋外廣告物法

公共企業体労働關係法の施行に關する法律

水産業團體整理特別措置法

文部省著作教科書の出版權等に關する法律

航路標識法

國立身体障害者更生指導所設置法

工業標準化法

一、昨十六日松平參議院議長から幣原議長宛、國會の会期を五月二十三日まで七日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、昨十六日幣原議長は、吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

- 物價廳次長 福島 正雄

一、昨十六日常任委員会において、次の通り理事を追加選任した。

地方行政委員会

理事

大泉 寛三君 小平 忠君

法務委員会

理事

佐瀬 昌三君 森木 武夫君

大蔵委員会

理事

石原 登君 内藤 友明君

文部委員会

理事

千賀 康治君 船田 幸三君

厚生委員会

理事

中川 俊思君 木下 榮君

商工委員会

理事

小金 義昭君 河野 金昇君

農林委員会

理事

野原 正勝君 吉川 久衛君

水産委員会

理事

松田 鐵藏君 早川 崇君

運輸委員会

理事

松本 一郎君 飯田 義茂君

通信委員会

理事

松本 善壽君 山手 満男君

建設委員会

理事

田中 角榮君 高倉 定助君

決算委員会

理事

大上 可君 金子與重郎君

内閣委員会

理事

坂本 泰良君(理事淺沼稻次郎君去る六日委員辞任につきその補欠)

一、去る十四日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

運輸委員会

理事 橋 直治君(理事橋直治君去る四月二十八日委員辞任につきその補欠)

一、昨十六日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

大蔵委員会

理事 寺本 齋君(理事寺島隆太郎君昨十六日委員辞任につきその補欠)

一、昨十六日議員から提出した議案は次の通りである。

警備力調整に関する決議案(山本猛夫君外八名提出)
貯蓄運動推進に関する決議案(丹羽彪吉君外五名提出)
全國統一的土地調査促進に関する決議案(坂本實君外二十七名提出)
一、昨十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

海上運送法案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に關し承認を求めの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所設置に關し承認を求めの件

一、昨十六日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

警備力調整に関する決議案

山本猛夫君外八名

貯蓄運動推進に関する決議案

丹羽彪吉君外五名

全國統一的土地調査促進に関する決議案

坂本實君外二十七名

一、昨十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第三号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第四号)

以上二件 商工委員会 付託

海上運送法案(内閣提出第二十一号)

運輸委員会 付託

一、昨十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

法務廳設置法等の一部を改正する法律案

厚生省設置法案

農林省設置法案

農林省設置法案

農林省設置法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律案

通商産業省設置法案

通商産業省設置法の施行に伴う關係法令の整理等に関する法律案

船舶運営会の船員の給與基準の設定及び船舶運営会の役員に対する特別手当の支給に関する法律案

教育職員免許法案

教育職員免許法施行法案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試験所四國支所

並びに電気試験所新潟支所及び金沢支所設置に關し承認を求めの件

たばこ專賣法案

塩專賣法案

いり、腦專賣法案

日本銀行法の一部を改正する法律案

一、昨十六日参議院送付の次の内閣提出案を参議院に回付した。

学校教育法の一部を改正する法律案

一、昨十六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

航路標識法案

國立身体障害者更生指導所設置法案

工業標準化法案

一、昨十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

簡易生命保險法案

郵便年金法案

船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律案

所得稅法等の一部を改正する法律案

臨時宅地賃賃價格修正法案

國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案

興業債券の発行限度の特例に関する法律案

價格調整公團法の一部を改正する法律案

過度經濟力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案

鉾山保安法案

建設業法案

屋外廣告物法案

公共企業体労働關係法の施行に関する法律案

水産業團体整理特別措置法案

文部省著作教科書の出版權等に関する法律案

一、昨十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

農地買収に関する質問主意書（河口陽一君提出）

オリンピック総合運動場候補地についての質問主意書（並木芳雄君提出）

生活保護費及び児童保護關係經費に関する質問主意書（田代文久君提出）

絹織物消費税に関する質問主意書（植原悦二郎君提出）